

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成21年9月3日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君  
兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴 田 二三夫 君  
兼都市計画課長

兼環境課長

健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君  
兼保険年金課長

総務課長 塚 本 邦 広 君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

一色美智子 議員

毛受 明宏 議員

榊原 杏子 議員

山盛左千江 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に4番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

### No.3 ○4番(一色美智子議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、市民の皆様からのご意見や要望をいただいた中より、幾つかの質問をさせていただきます。

1項目、子育て支援対策について。

1番、「こんにちは赤ちゃん」事業について質問をいたします。

近年、児童虐待による痛ましい事件がよく報道されています。平成 18 年度の児童虐待

相談の対応件数は3万 7,323 件、19 年度は4万 639 件で、前年に比べ 3,316 件、前年度比 8.9%増加しています。件数は年々増えている状況です。この状況に対応して、児童虐待発生予防対策の充実が求められています。

厚生労働省では、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例を検証したところ、死亡した子どもの約4割がゼロ歳児で、ゼロ歳児のうち約8割が月齢4カ月以下ということがわかりました。

児童虐待は発見や対応が遅れるほど、親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることを踏まえると、早期発見、早期対策の体制を強化することは、児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みといえます。

そこで、厚生労働省は平成 19 年の4月から生後4カ月までの全戸訪問事業、「こんにちは赤ちゃん」事業をスタートさせました。新生児、乳児を抱える母親は、出生時の疲労と新たな育児負担により、心身が不安定になりやすい上に、最近は核家族が増加していることもあり、周囲の支援を受けず、社会から孤立している人が増えています。

一般的に親と子の引きこもりから育児放棄、さらには児童虐待へとつながるケースが多いことから、孤立化を防ぐことは、児童虐待の発生予防に大変効果的であると言われてい

ます。この事業では生後4カ月までのできるだけ早い時期に、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行うなどして、母親に安心を与えながら、乳児家庭と地域社会をつなぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

このような事業に、本市としてどのように取り組まれているのでしょうか。現状と、今後の対応について伺います。

2番、赤ちゃんと言語で話すベビーサインについて。

まだ言葉が話せない赤ちゃんや、簡単なジェスチャーや手話で自分の意思を伝え、コミュニケーションをとるベビーサインが今、全国で注目を集めています。

赤ちゃんが何を要求しているかわからず、それが育児ストレスになることもあります。乳幼児は難しいジェスチャーはもちろん使えないので、簡単なものですが、赤ちゃんとのコミュニケーションの道具として、とても便利な方法の一つです。

この子は一体何を伝えたいのだろうと、たくさんのお母さんたちが直面する子育ての不安や悩みを何とかしようと、1990 年、今から 20 年ぐらい前に米国で研究が始まり、日本では 2000 年以降に口コミで広がり、今では新しい育児方法の一つとして定着しています。

親が言葉をかけながら、同じサインを赤ちゃんに見せて覚えさせる。手をグーやパーの要領で動かしたり、口元に手を当てたりして、おっぱいが欲しいなどの意思表示ができるようにする。

このベビーサインのメリットとしては、1、どうして泣いているかわからないなどの育児ストレスの軽減。2、コミュニケーションで親子のきずなが深まる。3、話し言葉の習得により影響を与える。4、痛いなどの表現で赤ちゃんの健康状態を知ることができるなどがありま

す。

日本でも関心が高まっており、手を使って対話することで、赤ちゃんの気持ちが少しでもわかれば、特に苦しくなる子育てが楽しいことになっていき、親子のきずなが一層深まりますし、話し言葉の習得に好影響を与えるなど、発達にも役に立つといえます。

このベビーサインの講習会などを本市でも取り組んでいただいていると思いますが、現在の状況をお聞きいたします。

次に2項目、市民サービスの向上対策について。

1番、投票率向上についてお伺いをいたします。

選挙権は、国民みずからの代表者を選ぶという政治に参加するための最も基本的な権利であります。今回の選挙は政局か政策かの選択選挙で、政権選択選挙と位置づけられ、若者が関心を持ち投票に行き、投票率がアップいたしました。

しかし、若い世代の政治離れ、地域コミュニティの希薄化、社会生活の変化、仕事や生活の様式の多様化など、さまざまな要因が絡み合い、投票率の低下が懸念されています。

投票率を上げるため、さまざまな努力をしていかなければなりません。これからますます高齢化が進み、投票日、その1日だけの投票ではなく、自分の都合のいい日、いい時間に投票ができる期日前投票の充実が必要だと考えます。

以前行われていました不在者投票は、封筒に入れるなど大変面倒でしたが、期日前投票は直接投票ができ、手続きも簡素化したため、年々増加傾向にあるようです。

特に、今回の期日前投票は、公示翌日の19日から23日までの5日間で、今回の有権者の2.9%に当たる305万5,634人が投票。前回の2005年の同時期と比べ52%も増えました。

期日前投票者数の割合が最も高かったのは愛知県です。

28日までの10日間では1,094万人を超し、期日前投票者数は選挙人名簿登録者全体の11.3%に達し、過去最多になりました。

1番、その期日前投票をさらに簡単にできるように、期日前投票の際、求められる宣誓書を投票入場はがき券の裏に印刷をして、自宅で記入していただき、事務手続きをさらにスムーズに進めている市町村があるようです。

本市では、期日前投票の際、求められる宣誓書をダウンロードすることもできますが、高齢者の方など、インターネットに詳しくない方や今後を考えますと、はがきに印刷がしてあれば、自宅で宣誓書を書くことができ緊張することなく、その場で書くのは時間がかかり、面倒だなどの声がなくなると思いますが、本市で取り入れていただけないか、お伺いをいたします。

2番、現在、豊明市で行われている投票は、投票の秘密や選挙の公平性を確保するのに、一定の条件が必要なため、学校や公民館などだけで行われています。

しかし、総務省は条件を満たす場合、ショッピングセンターを投票所として使用すること

が可能との見解を示したようです。

期日前投票では、商業施設や駅構内が投票所となった例があります。駅構内に期日前投票所を設けたところでは、大変好評だったようです。お仕事帰りに、お買い物のついでになど、オンラインを活用すれば可能です。

期日前投票、投票日当日の投票所など、投票所として適切かどうかの判断は、各自治体にゆだねられています。総務省は、条件を満たせば商業施設でも可能なことを、自治体に情報提供したいとしております。投票率向上に役立つと前向きなようです。

本市としても市民の利便性を図り、投票率向上のため、期日前投票の投票所、または投票日の投票所について検討すべきと考えますが、本市のお考えをお伺いいたします。

3番、若い世代の投票率向上について。

若者の存在感が希薄化しています。急速な少子化による人口減少に加え、政治や経済、社会の関心が若者に向かいにくくなっています。今後、若者の環境を改善するには、みずからの声を発信し、世代としての存在感を増していく必要があると考えます。

20代の半数以上が投票に行かず、民主主義に参加する権利をみずから放棄し続ける状況です。若年世代の投票率向上は不可欠だと思いますが、本市のお考えをお聞きいたします。

次に3項目、女性の健康相談窓口の設置について。

1番、女性健康相談窓口の設置について質問いたします。

日ごろ、豊明市におきましては、市民の健康増進に対しさまざまな配慮がされていることを、大変にありがたく思っております。

高齢化社会を迎える今日、女性が健康で生き生きと輝いて暮らし、安心して生涯を送れる社会となることは、夫を支え、子を育て、高齢者介護に奮闘する女性たちにとりまして、大変に重要な課題です。

40代後半からの女性のだれもが経験すると言われる更年期障害について、多くの市民が不安を抱えております。更年期にあられる症状としては、ホルモンのバランスの変化により起こる主に目まい、耳鳴り、のぼせ、動悸、極度の倦怠感、精神的不安からくるうつ状態などです。

内科、耳鼻科、神経科、婦人科など、複数の診療科を受診している人も少なくありません。医療費もかさみ、特に女性の医療費は更年期以降、急激に伸びると言われています。長く床に伏したり、家族の理解も得られず孤独になり、更年期特有の引きこもりになる方もおられます。

実際、更年期障害に苦しむたくさんの方の声を聞きいたしました。心の健康や更年期障害等について、どこに行ったらよいのかわからない。相談や症状を聞いてもらえるところが欲しい、保健センターに女性健康相談窓口を設置してもらえないかとの強い要望でした。更年期障害に理解のある女性の婦人科医、保健師、助産師による相談、必要に応じては病院紹介、また、お互いに励まし合う意見交換の場としても有効かと考えます。

そこで、すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくりを目指し、女性健康相談窓口の設置について、本市のお考えを伺います。

2番、現行の健康相談の内容はどのようなものでしょうか。

また、相談に対応するのはどのような方が担当されていますでしょうか。

3番、更年期障害など女性特有の病気に対する健康相談につきましては、どのような対応になっているのでしょうか。専門の知識をお持ちの方の対応はあるのでしょうか、お聞きいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.5 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

健康福祉部に2項目、質問が寄せられましたので、順次ご回答を申し上げたいと思います。

まず最初、子育て支援対策の充実についてから1番目、「こんにちは赤ちゃん」事業の現状と今後の対応ということで、お答えを申し上げたいと思います。

現状をまず申し上げますと、この「こんにちは赤ちゃん」事業につきましては、従来より母子保健法に基づき、赤ちゃん訪問として実施をまいりました。

この4月に児童福祉法の改正により、今年度より乳児家庭全戸訪問事業、いわゆる「こんにちは赤ちゃん」事業としてリニューアルされました。

赤ちゃん訪問事業は、訪問時の着眼点といたしましては、家庭環境が重要ととらえ、母親の心理状態や育児状況など虐待につながることはないか、注意深く観察するよう心がけているところでございます。

また、フォローが必要な母親及び家庭につきましては、積極的な育児支援を行ってまいります。

今後につきましては、「こんにちは赤ちゃん」事業の目的であります、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会ととらえ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るという事業の趣旨に沿いまして、強力に継続して推進したいと考えております。

続きまして、3項目目の女性の健康相談窓口の設置についてお答えを申し上げます。

まず1番目、現行の相談内容についてご答弁申し上げます。

健康課では、健康相談事業といたしまして、健診後要フォロー児を対象としておりますなかよし教室、そして3歳児健診事後相談。乳幼児と親を対象としました親グループケア教

室。その母親を対象にいたします心理個別面接相談、そして育児相談。妊産婦、乳児を対象といたしました栄養相談のほか、市民からの健康相談にお答えする「健康テレホン 110 番」を開設しております。

特に、「健康テレホン 110 番」では、多種多様な相談が寄せられ、11 名の保健師が、わかりやすい説明に心がけて対応をいたしております。

今回、ご提案の更年期障害に対する女性の健康相談の設置につきましては、現在の保健師による相談であれば可能ですが、婦人科医、そして内科医、耳鼻科医等々のドクターを交え、さらに助産師を交えた意見交換の場とするところまでは考えておりません。

続きまして、2点目の女性特有の病気に対する健康相談のうち、どのような対応になっているかということでございますけれども、健康課では女性特有の病気に関する相談も、電話相談で保健師がお答えしております。

特に、更年期に関する症状、病気には、女性ならではの配慮を心がけているところでございます。

さらに、更年期障害に伴ううつ傾向の相談におきましても、現在の 11 名の保健師の中には精神保健福祉士の資格を持つ職員が2名おりますので、そうした有資格者が親身になって相談に応じているところでございます。

以上、終わります。

#### No.6 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

#### No.7 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、子育て支援対策の充実についての中から、ベビーサインの講習会の状況についてお答えをさせていただきます。

現在、生涯学習課では毎年、公民館講座、市民講座など、今年度は 40 の講座、教室を行っております。

その一つとして、母親が育児ストレスを解消し、講座を通して友だちもつくっていただきながら、孤立しないで楽しく育児をしていただくため、平成 18 年度より、この公民館講座の中でベビーサインの講座を開催しております。

現在は前期、後期に6カ月から1歳までの小さいクラスと、それから1歳から1歳半までの大きいクラス、この2つのクラスに分けて、前期、後期、それぞれ各1回ずつ、5日間コースで実施をしております。

この講座のPRの方法につきましては、生涯学習情報誌チャレンジというものがございます。この中でご案内をし、ご応募をいただいております。

この講座は 10 組の定員でございますので、定員を超えたような場合は、抽選によりご参加をいただくというような状況で行っております。

以上です。

#### No.8 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

#### No.9 ○総務部長(山本末富君)

市民サービスの向上対策、投票率の向上につきましてご答弁を申し上げます。

宣誓書を投票所入場券はがきの裏に印刷して自宅で記入。

現在の投票所の入場券は、圧着式の郵便はがきを用いております。その入場券の裏面には、期日前投票の案内として、期日前投票ができる理由、場所及び期間を表示しております。

また、入場券は4名までの世帯人員分を印刷でき、切り離して投票所に持参することをお願いしております。

期日前投票、または不在者投票時に使用する宣誓書を、全世帯に送付することとなれば、郵便はがきから封書にて送付する必要性や、電算のシステムの変更など、経費が増大することにもなってしまいます。

また、公職選挙法第39条及び第44条では、選挙は選挙期日に指定された投票所で、投票により行うこととなっており、当日投票の例外で使用する宣誓書を請求前に配布する考えは持っておりません。

なお、請求がございましたら、郵送、ファクス送信、市のホームページからの印刷などをご案内させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次の市民の利便性を図るため、投票所の場所の検討でございますけれども、選挙期日投票所は、投票区の中央に位置し、駐車場の心配も要らず、2以上の選挙の投票も可能な場所が1階にあるなどを念頭に選定しておりますけれども、既存の投票場所以上に利便性の高い施設が見出せれば、投票区の方々のご意見を伺いながら、より便利な投票所として選定してまいります。

なお、期日前投票につきましては、市役所の東館にて開設いたしておりますが、投票所の大きさ、スロープの設置、不在者投票所との併設などをかんがみ、移動する予定はなく、さらに施設を増やす予定は今のところ考えておりません。

今回の衆議院総選挙の期日前投票の投票率は本市は15.87%で、全国平均を大きく上回っており、仮に冬場に選挙がございましたら、東館の暖房効果も前年度改修をした関係で、一段と快適になっております。

次に、若い世代の投票率向上についての本市の考えでございますけれども、ご指摘のように、本市も20歳代の投票率は決して高いものではありません。政治参加を促進するための決定打というのは、なかなか見出すこともできておりません。

そのような中で、若年層に対する選挙の啓発事業として次のようなことを行って、啓発活



動を行っております。

小中学校の児童生徒より「明るい選挙」のポスターを募集し、顕彰をしております。さらに、そのポスター展示を市立図書館で10日間にわたって行っております。

県選挙管理委員会事務局職員の派遣による、希望のある小中学校の児童生徒を対象に、「選挙出前トーク」を実施しております。内容は、選挙に関する講話や模擬選挙の実施でございます。

成人式で新成人に対して選挙の啓発。

また、選挙の期日前投票所の投票立会人に、直近の成人式実行委員に声かけをして就任依頼をしております。その結果、近ごろの選挙では、投票立会人の半数が20歳代の立会人が占めております。

また、各選挙の投票日の直前には、明るい選挙推進協議会委員の協力を得て、市内で街頭啓発をし、投票を呼びかけております。

以上でございます。

#### No.10 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.11 ○4番(一色美智子議員)

全般にわたりご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1項目のベビーサインの件ですが、先ほど抽選とお聞きいたしました。抽選で漏れた方がいらっしゃると思いますが、今後、回数を増やす考えはありますか、お伺いいたします。

#### No.12 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.13 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この講座につきましては、定員を下回るクラスも出ます。そうした場合には、クラスを変えて出ていただくというようなこともさせていただいております。

それから、今年にありましては、11月に体験講座を新たに実施しまして、そちらのほうにも参加をしていただくというようなこともやっていきます。

今後は、応募状況を見ながら、講座の回数を増やしていくのかどうかということは、応募状況を見ながら今後の課題としていきたいと思います。

よろしく申し上げます。

**No.14 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.15 ○4番(一色美智子議員)**

核家族化に伴い育児能力の低下と子育てはとても大変であると思います。これ以外に何か行っていることがあれば、お示ください。

**No.16 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.17 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

同じく生涯学習課が行っております公民館講座の中に、こうした関係で赤ちゃんとも母親の方がコミュニケーションをとる講座としましては、ベビーマッサージというのを実施しております。

これも、先ほどのベビーサインと同じように、19年度から実施している事業でありますけれども、講座の開催方法については、ベビーサインのほうと全く同じような形式で、小さいクラス、大きいクラス、それぞれ前・後期5日間コースで実施をしているという状況であります。

以上です。

**No.18 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.19 ○4番(一色美智子議員)**

「こんにちは赤ちゃん」事業や育児支援、家庭訪問事業など、各関係部局においてさまざまな対応がとられていると思いますが、お母さんの孤立化をなくし、ひいては虐待をなくす

ため、さらに連携をとられ取り組まれていくことが大切だと思います。

子育てと虐待について各部局が連携し、一層の啓発、研修が必要と思いますが、こうした取り組み、連携の仕組みはできておりますか、お伺いいたします。

**No.20 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

**No.21 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

2008年度に全国の児童相談所が対応しました児童虐待は、議員も壇上で申されましたとおり、前年度対比5%増で過去最高になりました。

幸い、当市の虐待件数は前年度より50件、減少しております。もちろん、担当といたしましては、数字のみで一喜一憂しているわけではございません。虐待が発生しないような地域社会づくり、お母さんたちの子育てに対する不安を取り除き、子育て支援を最重要課題と認識いたしております。

今後とも健康福祉部のみならず、関係する部署と常に連携をとりながら、子育て支援体制をとってまいりたいと、このように考えております。

終わります。

**No.22 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.23 ○4番(一色美智子議員)**

次に、投票率向上について再質問をさせていただきます。

先進地では、はがきの裏に印刷されているところが現実にあるわけですので、スペースのことなどあると思いますが、今後考えていただきたいと要望をいたします。

先ほど、期日前投票の立会人に昨年度の成人式実行委員に声かけをし、依頼をしているということですが、それによって若者の意識向上はどうでしょうか、お伺いいたします。

**No.24 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

**No.25 ○総務部長(山本末富君)**

期日前投票所の投票立会人のみならず、投票受付等の関係業務を委託している会社の派遣職員も、比較的年齢の若い方が多く、各職務に従事中に投票管理者や選管の職員にいろいろ質問をされたり、また、それにお答えしたりしております。

また、こちらからも選挙の仕組みを進んで説明したり、情報誌による情報を読んでいたたり、目の前で行われております投票所の業務を、実際目の当たりにごらんになったり、いろいろ勉強になったというような感想を漏らされております。

こういった選挙に対する関心を、比較的年齢に近い方が目の前にいることで、関心がより深くなっているというふうに考えております。

また、今後の投票活動につながるよう、今後も私どもも努力していく考えでございます。以上で終わります。

**No.26 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.27 ○4番(一色美智子議員)**

都議選のときにもあったと思うのですが、投票済証を持っていったらビール1杯、またはジュース1杯サービス、または5%割引等の特典を、商工会にバックアップしてもらい、本市でもできないでしょうか、お聞きいたします。

**No.28 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.29 ○経済建設部長(三冶金行君)**

投票済証による市内商店の割引というお話かというように思いますけれども、これは投票率の向上と市内の商工業の発展ということにもつながる要素が十分でございます。

参加店の募集やPRの方法など、検討すべき事項が多いところでありますけれども、商工会に一度お話をさせていただきたいというふうに考えております。

終わります。

**No.30 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.31 ○4番(一色美智子議員)**

前向きな回答をいただきました。女性はとてもお得感に弱いですので、ぜひやっていただきたいなと思います。

お店のPR、商店の発展、ひいては市の活性化につながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、女性健康相談窓口の設置についてお伺いいたします。

一般的には健康相談というと、生活習慣病やがんなどの相談が主になっていると思いますが、今まで個別健康相談で更年期障害についての相談はどのくらいあったでしょうか、お伺いいたします。

**No.32 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
濱島健康福祉部長。

**No.33 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

20年度におきまして、いわゆる更年期障害としての相談はございませんでしたので、内容から女性の更年期障害ではないかなという相談の件数を申し上げます。

まず、女性特有の相談の部分が2件、それから高血圧と精神的不安、合わせまして9件。さらに精神的な不安のみで3件、女性のいわゆる体調の相談で3件、合計17件でございます。

終わります。

**No.34 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.35 ○4番(一色美智子議員)**

今まで更年期障害は、余り健康診査等の対象になっていなかったように思います。しかし、これからは重要になってくると思いますが、どうお考えですか、お伺いいたします。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.37 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

更年期障害は女性、男性もございます。しかしながら、男性の場合は比較的ずっと流れてしまっているような感がございます。

特に、女性の更年期障害につきましては、さまざまな症状が議員も壇上で申されたとおり発生いたします。だれしも通る道と言ってしまうえば、それだけですが、健康課では市民の更年期障害に対する不安を少しでも解消したいと思っております。

終わります。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.39 ○4番(一色美智子議員)

保健センターで女性健康相談を随時とまではいなくても、月1回でも助産師さんを置いて、予約制での相談窓口を設置すれば、もっと相談が増えると思いますが、いかがでしょうか。

相談窓口の開設はできないでしょうか、お聞きいたします。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.41 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

最初のご答弁でも申し上げましたが、ドクター、そしてそういった方々を交えての相談所の開設というのは、ちょっと厳しいものがございます。

が、さりとて、現行のスタッフ、保健師で、例えば月に1回、相談日を午前10時から11時と、どこかでセッティングいたしまして、広報の相談コーナーに掲載をいたしまして、一度やってみようかな、どこかの時点でスタートしてみようかなという考えは持っております。

終わります。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

No.43 ○4番(一色美智子議員)

前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ助産師さんを置いてやっていただきたいと思います。

通常、助産師というと、出産のときだけの仕事と思われがちですが、本来、助産師は誕生のときから思春期、出産、更年期を経て、亡くなるまでの女性の一生の健康問題のケアや保健指導を行う専門家です。

また、更年期障害につきましては、経験したことのある人でないと、その苦しさがわからないとも言われております。

この女性の健康相談が定例化すれば、女性の健康づくり支援が大きく進むと期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、4番 一色美智子議員の一般質問を終わります。  
ここで、10分間休憩といたします。

午前10時40分休憩

午前10時51分再開

No.45 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。  
1番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

No.46 ○1番(毛受明宏議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

まず質問に入る前に、8月24日に行われた第91回全国高校野球選手権大会、夏の甲子園決勝戦において、愛知県代表中京大中京が新潟県代表校を下し、また中京大中京においては、1966年の第48回大会以来の43年ぶりの7度目の優勝を果たしました。

その中でも、中京大中京の優勝キャプテンとして活躍した当市沓掛中学校卒業の山中君の活躍には、野球名門校の名のもと、数々のプレッシャーもあったと思いますが、大変

見事なチーム牽引ぶりと、豊明市に明るい話題を与えていただいたことと、高く評価いたす次第であります。改めておめでとうございます。

とともに、まだまだ先がある選手ばかりであります。本大会でメダルを手中におさめた豊明市民の山中君を始めとした、明日の豊明の将来を担う若者たちに、今後のさらなるご期待をいたすものであります。

また、8月30日投開票の第45回衆議院総選挙においては、大敗を喫した自由民主党においては、長きの政権運営をいたしてこられ、数々の実績をつくってこられました。今回の国民評価でありました。

しかしながら、結果をしっかりと踏まえていただき、反省すべき点は反省していただき、新しき自民党の再構築をしていただきたいと思う次第であるとともに、政権奪取をいたしました民主党を始め、連立が予想される政党各位においては、現在決して容易ではない時代をしっかりとかじ取りをしていただき、力強い日本の創造を期待いたす次第であります。

さて、まず標題の豊明南部活性化に向けてであります。

市内、南部・北部地域において、当市の活性化に基づくであろう都市マスタープランの中でも、各所において流通ゾーン、商業ゾーンと位置づけられていることは、私が議員になる前からの位置づけとされております。

豊明北部においては、県道名古屋岡崎線の延伸であります。当路線は名古屋市、刈谷市からの接続を待ち構える状況であり、隣接する名古屋市緑区の開通に向け、工事が進行する環状線において、当市内の未施工部の名古屋岡崎線は重要な動脈的存在となることと思います。市内開通後の名古屋岡崎線沿線を活かした市内の活性化も、将来有望と期待をいたします。

そして、豊明南部地域では、名鉄本線3駅と伊勢湾岸自動車道を活かした活性化において、未着手の大きな課題が残っているのではないかと思います。

そして、今回は答弁は求めませんが、駅前、駅周辺の活性化として、昨年度、市政クラブにおいて調査研究を重ねた(仮称)前後駅屋台村についてであります。これは20年度、市政クラブで青森県八戸市屋台村と東京都立川市屋台村の調査研究と、私の他用時の合間で行った福井県の芦原温泉郷駅前にある屋台村などをヒントに求め、調査研究をさせていただきました。

その各地の特色については、仕事帰りに立ち寄る屋台、観光ついで思い出に立ち寄る屋台と、各種さまざまではありますが、大衆飲食店とは違い、仕事の気疲れをいやす気軽な気持ちで立ち寄る屋台と、ご当地を知る店主からご当地を聞き、旅の思い出やご当地の風情を求めるなどの集客があり、人心を感じさせる極めて小規模な店舗を求めている、昨今の人々がいることを感じさせていただきました。

当事項は、ともに調査研究を行った市政クラブの今後の課題でもありますし、私自身も南部活性化の一つに値する駅前・駅周辺活性化の取り組みの一つと考えておりますので、当局においては、今後十分な調査と対応をお願いしておきます。



そして、私もつまづきながら議員第1回目の演壇で質問して、早2年が過ぎ去ろうとしておりますが、私の膝元の阿野区内にある豊明駅南部活性化は、地域の皆様より数々の声を聞き、私自身も重要な課題と思う次第であります。

当課題は、当市マスタープラン内で、瀬戸大府東海線の村前地内から豊明駅南の花き市場前の市道阿野 57 号線への路線拡張があらわされております。

さて、花き市場というと、先の議会にて市長のお言葉で、「日本の指折り数える大きな花き市場ではなく、アジアの中でも指折り数える大規模な花き市場」と、お聞きしました。また、その規模は承知しております。

当然ながら、私も時折、月曜日に競りが行われるために、ストックヤードにいっぱいになった花々を目にすることがあり、日本のみならず、アジアで指折り数えられる花き市場を、さらにPRしなければと痛感する次第であり、できることなら、このような状況を多くの市民の皆様の目で見て感じていただき、「花のまち豊明」と言われることを確認してほしいほどであります。

実際に、競り当日は小さな軽自動車、バンから大型トラックまでが並び、競り落とした花を積み込み、全国各地へと運ばれ、中には1回の競りで億に届くほど買いつけをされる業者さんも少なくないとお聞きします。大変大きな取り引きだと思います。

しかし、そんな日本を代表するような花き市場ではありますが、花き市場まで到達する道路がかなり複雑ではないかと思えます。

本来なら、伊勢湾岸道をおり、瀬戸大府東海線を北上する道路に、右へ回れば「愛知豊明花き地方卸売市場」と、案内板がついていても不思議ではないと思えますが、実際にはお目にかかりません。それは、先に挙げた周辺道路が複雑だからだと思います。

私がみると、ちょっと花き市場に対してお粗末にしすぎではないかと思う道路設備であります。

このような状況から見ましても、瀬戸大府東海線から豊明駅南に至る市道 57 号線の延伸は必要であります。当市の都市マスタープラン実現に向けて、現在の進捗や計画などをお聞きいたします。

続きまして、小規模事業施策と地域活性化について。

「買い物難民」という言葉をご存じでしょうか。これは帯広畜産大学教授の造語で、新聞紙上において連載されたコラムの題目であります。

商店街のとまらない衰退に加え、かつては商店街を窮地に追い込んだはずの大型店が、消費の冷え込みにより全国の地方都市において次々撤退していることにより、高齢者が日々買い物にも困るようになってきた現状をやゆした造語であります。

小泉内閣以来、構造改革の名のもとに、都市部や大企業を中心に目を向け、効率ばかりを優先した施策を続けたことにより、かねてから衰退ぎみだった地方経済はさらに疲弊し、地域住民の生活はより苦しく不便なものになっています。

地方の実情を見ないで、霞が関の理論を振りかざし、「改革には痛みが伴う」などと都合

のよい言葉を使い、結果的には強者にはやさしく、弱者には厳しい国にしてしまいました。この言葉は「都市部、大都市部にやさしく、地方、小規模企業に厳しい」と言い換えることができます。

先ほどより「小規模」という言葉を言っておりますが、その小規模の定義を確認させていただきます。

中小企業庁によれば、製造業では300人以下、卸売・サービス業では100人以下、小売業では50人以下が、いわゆる中小企業の定義であります。

そのうち、製造業、その他の従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下を、小規模企業とするとなっております。これは法人以外の青色申告の個人事業所も含まれます。

そして、その割合は、国内企業全体で中小企業の占める割合は99.7%、そのうち小企業は87%に達しており、大企業はわずか0.3%で、つまりほとんどの企業、また地元の商店、小規模事業所は、その枠組みに入ります。

では、全国的に小規模事業所の数の推移を見てみますと、1986年に約477万社あった小規模企業は、2006年には約366万社と、約23%も激減しております。

この数字を見る限り、豊明市だけではなく、全国的にも小規模企業は減少傾向にあり、深刻な問題であります。

そして近年、国内の大都市の一部を除いて、少子高齢化が著しく目立っており、当然ながら、少子高齢化イコール後継者不足という現象のあらわれであり、小規模企業の減少に拍車をかけることも事実ではないかと思えます。

では、小規模事業者高齢化の進行状況はというと、小規模事業者が大半を占める愛知県内の商工会会員数の推移では、1988年の会員数は5万3,751事業所、それが2008年、会員数においては4万3,332事業所と、約19%も減少しております。

そして、後継者といえる青年部員数としては、1999年、3,539人であったのが、2008年には1,847人と、48%も減少しております。

この数字から見ても、愛知県に所在する豊明の小規模事業者も高齢化が進んでいるのではないかと推測できます。

今後、豊明市においても、小規模企業の事業者数と従業員数の変遷や、小規模事業者高齢化進捗状況の統計をとるなど、市内の小規模事業所の状況をしっかりと把握していただきたいと思います。

そして、私自身の話でまことに恐縮ですが、私は昭和42年4月に、現中央小学校区内にあるコスモス児童館の場所に、当時は愛知郡豊明町の母子センター開所後の第1号子として生まれまして、豊明駅より北へ延伸する旧豊明停車場線沿線の小規模事業所の子どもとして育ってまいりました。

旧豊明停車場線とは現在のJA阿野支店の前の道路であります。その道路は幼きころ、私が走り回るころのその通りは、商店が建ち並び、買い物客が行き交いし、また豊明駅か

ら東郷方面へ名鉄バスやタクシーが行き来するなど、今では考えられないほどの活気があふれた通りでありました。

ところが今では、豊明駅無人化、建ち並んでいた商店は取り壊され住宅地になり、朝晩を勤めに急ぐ方々の通勤路としてしかなく、日中は人通りもまばらであり、過日行われた阿野区防犯モデル地区発足式の愛知警察署長の言葉では、「市内でも侵入盗が集中する地区」と言われるなど、すっかり変わり果ててしまいました。

しかしながら、なぜ商店、小規模事業所は、このような状況になってしまったのでしょうか。それは生活環境の様式の変化など、さまざまな要因が複雑に絡み合った結果だと思えますが、商店街はそのような時代変化に乗り遅れてしまったということでしょうか。

私が、とある講演会で聞いた言葉で、「商売は環境変化対応業」という言葉が脳裏に焼きついております。そして、先に言いましたが、後継者不足により高齢の経営者や店主が増えた商店街では、新しい魅力の創造も困難で、さらに衰退していきます。

それがまた、経営を苦しめて、これでは子どもに継がせられない。だから後継者がいなくなるという、悪のスパイラルが状況を悪化させながら繰り返されるのです。

また、大型店などに比べて営業努力の欠如、そして商業者としての意識の低さが原因と言われても仕方のないことと思えます。

しかしながら、こうした状況に陥った背景には、農林水産業などに比べ、国を始めとした行政の補助の薄さも見逃せません。

かつては、まちの商店はその地域の顔でありました。昔から親子代々にわたり地域住民の生活を支え、地域経済を担い、また商品の提供や、サービスだけ売るのではなく、まつりや季節ごとの催事を行う伝統文化の継承やコミュニティの中心として、多岐にわたり地域発展の原動力として貢献してきました。

つまり、商店の衰退は地域経済の衰退であり、地域コミュニティの崩壊であり、地域文化の消滅をも意味すると言っても、過言ではないと思えます。

さて、そうした地域になくしてはならない商店を今後も維持、また育てるには、人の力をつける施策、また援助が必要ではないかと思えます。それは後継者育成支援であります。例えば、どのような支援策があるでしょうか。

後継者に対し、初めは自分の事業所を繁栄させ、そして商店を取り巻く地域を担うという意識を持っていただくためには、知識など教えることが必要であります。それは先進地視察や、繁盛している商店街などの視察を行ったり、講習会などの勉強が不可欠なのは、言うまでもありません。

しかしながら現実問題、衰退した小規模事業者には、そうした意思や、そうした出費すら苦しいという現状があります。したがって、そういう勉強の機会の創出と援助が有効的だと思えます。

小規模事業後継者が運営に真剣味が増すような、小規模事業者における標題の講演会を開催して、やる気を起こさせることが必要と思えます。

さらに、小規模事業者と商店を活性化させるためには、商店と地域全体の将来や利益を考え、引っ張っていくリーダー的存在が必要と思います。市内、市外にわずかに残る活気ある商店街や発展会に感じるのは、商店街の振興策を考えるキーパーソンが存在が不可欠だと思います。

それは、国や各種機関を始めとした各種アドバイザー派遣事業などもお聞きいたしますが、効果は一定であり、存続性が薄いと感想を聞いております。多分、商店や地域への思い入れや理解度が違うのではないかと思います。

だから、現在も活気ある商店街や小規模事業者集団のキーパーソンとなっている人たちは、ご本人の資質と気概でリーダーシップをとっておられるのであって、特別要請されたわけではありません。言ってみれば、地域のカリスマ的存在です。

だからこそ、そんなカリスマが出てきやすく、活躍しやすい環境を整える必要性があると考えますが、これは一昨年、とよあけ元気まちづくり対策特別委員会の視察で伺った沼津駅前商店街の視察でも、カリスマの存在や活動拠点の設置など、共通部分をお聞きしましたが、当市の後継者育成支援と地域キーパーソンの必要について、お考えをお聞きいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.47 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

#### No.48 ○企画部長(宮田恒治君)

では、最初の豊明南部活性化に向けての質問にお答えをしていきます。

第二東名豊明インター周辺の開発は、市にとっても重要課題であります。本地区は市街化調整区域であり、その土地利用計画は第4次総合計画及び第2次マスタープランでは、生産流通ゾーンと位置づけております。

現状では、大半が農用地域に指定されているなど、開発するには制限が厳しい地区でもありますが、大規模な開発が必要な地区であると認識をしております。

このため、本年度は土地利用のための地権者アンケートを実施します。これによって、地権者の皆様の意向や意見を伺い、今後の土地利用計画に反映させてまいります。

阿野 57 号線については、瀬戸大府線の栄町梶田交差点から正戸川を越えて花き市場までの区間が未整備の道路となっています。

この道路を整備することは、花き市場へのアクセスが非常に改善されることはもとより、歩行者にとっても豊明駅から最短のルートとなり、この地区の開発には欠くことができません。

現在のところは、整備手法について検討中でありますので、今後の土地利用計画の中

で同時に検討をしていきたいと考えております。

以上で終わります。

#### No.49 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

#### No.50 ○経済建設部長(三治金行君)

小規模事業者施策と活性化についてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

全般的なお話をさせていただきたいと思います。

社会状況、景気の低迷の中で、消費の冷え込みは個人商店のみならず、大型店にも影響が出ているところでございます。

また、個人商店などには高齢、後継者不足により廃業となる事業者が増えているところであります。

そこで、小規模事業者の活性化を図る目的で、昨年度より全国商工会の支援を受け、小規模事業者全国展開事業を進めております。

この事業につきましては、市内の観光資源の開拓による観光地への誘導、滞留に向けての観光事業、また特産品、新名物料理などの開発を創出して販路の拡大を目指し、事業展開をしているところでございます。

また、商工業者の後継者であります青年部が中心となって、19年度より「にぎわいあふれる魅力ある商店街」の再生を目指し、ガンバルぼっくす事業を進めております。2年過ぎましたけれども、来客数も増えたというようにお伺いしているところでございます。

今後は、顧客の高齢化に伴って、大型店にはない地域の魅力アップを創出する事業を、商工会と協力して展開していきたいと考えております。

次に、小規模事業者におけます後継者不足と地域キーパーソンというようなご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

商工会につきましては、会長さんを始め各理事が中心となって、市内活性化を図る事業といたしまして全国展開事業、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、それにガンバルぼっくす事業などを展開して、育成に努めているところでございます。

後継者育成といたしましては、昨年度より専門員を招きまして、事業後継者を募って商業経営塾を参加者10人によりまして6回開催をしております。今年度も引き続き7名の参加のもと、後継者育成に努めているところでございます。

終わります。

#### No.51 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
毛受明宏議員。

#### No.52 ○1番(毛受明宏議員)

一通りのご答弁、ありがとうございます。

まずは、再質問として豊明南部のほうからいたしたいと思います。

いろいろと制約があり、計画もあり、大変困難な障壁がたくさんあるとは、お聞きしております。しかしながら、やはり花き市場を豊明の顔として引き立てる。また、南部地域の防犯、安全のためにも、確実に実施へ向けて歩んでいただきたいと思います。

また、こんな経済危機の状況の折、予算取りについても決して容易ではないと思います。しかしながら、一步一步確実に歩んでいただき、一つでも前進というおつもりで頑張っ  
ていただきたいと思います。

そして、豊明南部地域には、豊明駅北側にも今現在使われているロータリーを位置づける場所がありますが、豊明南部地域にもそのような土地が確保されております。

これはというと、やはり毎年毎年、草を刈っている、まあ職員で刈っておられるというお話も聞きましたが、それだけの土地ということで、大変もったいない位置の土地があると思います。

その土地を、まあ橋がかからないと、なかなかロータリーもつくることもできませんが、今後そのような土地を利用して、何か役に立つことを計画してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

#### No.53 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。  
三治経済建設部長。

#### No.54 ○経済建設部長(三冶金行君)

豊明駅の南口の広場ということのご質問というふうにお伺いいたしました。

豊明駅につきましては、平成9年度に豊明の駅前広場の整備を行っております。このときにあわせて南口の広場の用地も取得しております。

ご質問の南口広場の整備ということだというふうに思われますけれども、これにつきましては南部地域の整備も、その57号線の整備にあわせて整備を進めるというふうに考えております。

しかしながら時間的にまだ、そういう整備計画はなかなかされていないということでございますので、暫定期間の間、その土地について利用を考えてまいりたいと考えておりま

す。

終わります。

#### No.55 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.56 ○1番(毛受明宏議員)

何らか考えていただきたいと願うものであります。場所的には最高にいい場所であり、建物を建ててしまうと、なかなか今後の利用は不便な面もありますが、建物を建てない程度の土地利用を考えていていただきたいと思います。

また、このような土地は、当市内には数々あります。今後、草刈りだけの延命措置みたいな感じではなく、有効に利用ができる土地が数々あると思いますので、その辺もあわせてこの件をお願いします。

まず、こちらは終わります。

続きまして、2問目の小規模事業者施策のほうですが、大変ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

後継者の育成支援とキーパーソンの必要であります。後継者育成の支援は、講演会や先進地視察などの場にしてもらうのは、可能とは思いますが、キーパーソンの出現というのは、なかなか難しいことでもあります。

私も一昨年まで商工会の青年部に所属しておりまして、40歳定年ということで卒部をいたしました。在任中は約16年にわたり活動をしてきましたが、その期間に豊明の青年部員として8年かな、活動してきました。

そのころは、なかなかやはり外が見えていない、内側ばかりの何をしていたかわからないような青年部活動でありました。

しかしながら8年後に、この豊明の商工会を取り巻く愛知支部というブロックの、青年部長となったと同時に、指導者会議に参加させていただきました。

やはり鳴海、豊明、東郷、日進、長久手、尾張旭、あと守山ですか、の商工会の青年部員とともに行動してきた、活動してきたというのは、大きな宝であります。

それはなぜかという、豊明では感じられないものを感じさせていただきました。そして昨年度ですが、その翌年ですか、愛知支部長として2年間務め、また愛知県の商工会青年部連合会のほうの理事として、数々の中小企業の仲間と知り合い、枠を超えた交流を持ってきました。

その中にはたくさん地域で活躍されている、特に商工会なので、祭り事がメインでありま

したが、大変活躍をなされている。また、地域で本当に頭角をあらわされている。その後の活躍として、また商工会の理事へ戻る。いい循環がなされているなということで、本年度は、実は青年部員とともに、私らも40歳で定年ということで、40歳まで商工会の今までの活動をして、40歳を過ぎて知らぬ顔はないだろうということで、今年は2名の青年部卒業者が理事に上がるなど、よい方向に動いております。

しかしながら本来、全員の部員がそんな感覚になってほしいなと思うんですが、やはり部長経験者というのが最低限の条件であり、また、部長経験者でないと、なかなかわからないという現状でもあります。

なので、キーパーソンの出現というのは、豊明の将来の小規模事業者を中心に大変必要な存在だと思いますので、当市においても最大なる援助をお願いしたいと思います。

さて、続いて地域の商店街と発展会というのは、まさに小規模事業者が重なり合って形成されている形であります。

そういったことから考えると、商店街、また発展会の活気が集客をもたらすということは、小規模事業者を守り、さらに育成支援することと同じと思います。

地域の商店の衰退や大型店の撤退により起こっている高齢者が買い物にも苦勞する、冒頭でも挙げました「買い物難民」の問題は、決して他人ごとではありません。

現に、私の実家ですか、の祖母が90を超える年齢で、今では足が衰え、外にも出れず、難しい状況であります。数年前には近所に存在していた八百屋に、正直言って、要りもしない塩やみそを定期的買いに行く。なぜ、それがわかったかという、塩やみそを要らぬか要らぬかと、よく聞かれたんです。

行ってみたら、塩とみそが家に置いてあったという現状でしたが、しかし、この100円足らずの塩を1つ買いに行く、みそを買いに行くということは、ご近所さんとの一声のあいさつを楽しんでいたのではないかと思います。

しかしながら、その店舗はなくなり、外出する機会も田んぼの水やりぐらいでしかなく、しかし、年老いた老体には微妙に遠い距離となっていきました。現在では外出する機会をなくすことになっております。

しかし、現在の私どもの阿野区以外でも、これは他人ごとではなく、既にその状況を迎えてしまった当市内の区も多数あると思います。

豊明市内でも中央に位置する大型店舗はありますが、売り上げが伸びる背景には人口や、また消費の拡大が必ず必要になってついて回っていると思います。

しかし現在、不景気に加え、少子高齢化がこのまま進んで、いずれ採算がとれなくなることは明白になってくるのではないかと思います。閉店や出店の見直しの可能性があるのではないかと心配しております。

そして今、心配しておりますが、大型店は幾ら地元の皆様のために頑張っておりますと、本当にきれいごとをずっと並べておりますが、しょせん、本部主導の経営であるため、どれだけの住民が困ろうとも、反対しようとも、採算が合わなければ、地元の声もほとんど聞か



ず、何のちゅうちょもなく撤退することは、全国各地の前例を見てもわかります。

前述に、帯広畜産大学の教授のお話をしました。市民の側も地元の商店の意識で買い物をして、行動を変える必要があると。そうしなければ商店街は生き残れないし、自分たちの買い物環境もいずれ守れなくなるだろうと訴えております。

自分たちの地域を守るんだという地元の住民の理解や協力に加え、行政による手厚くかつ迅速な援助で、買い物難民をつくり出さない。

また、先ほども申し上げましたが、「商売とは環境変化の対応業だ」という言葉があります。この言葉の意味は、元来商工業が繁栄する期間は、創業期、成長期、繁栄期、衰退期と、経過する歩みをおよそ30年間ぐらいで位置づけてできた言葉であります。

では、それ以上に長く商売を続けられている事業所とは、どのような努力をして生き残ってきたかという、時代の変化、環境の変化、消費者、生活の変化、嗜好の変化を見きわめ、カメレオンのごとく業態を改善して、転業あるいは第2創業を繰り返してきた業者が、それに当たります。

ですから、皆さんがよく見かける事業所で、会社名から連想する業種とは、およそ想像もできないような事業を展開しているお店に出会った経験は、だれでもあると思います。豊明市内でも元酒屋さんだったのが掃除屋さんになったとか、いろいろな変化をしております。

今の日本は時代の変化、環境の変化、さらにスピードを上げ、「十年一昔」どころか「三年一昔」と呼ばれているほどであります。急激に変わりゆく小規模事業者に、行政支援として転業、もしくは第2創業に対する支援などのお考えがないか、お聞きをいたします。

#### No.57 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.58 ○経済建設部長(三冶金行君)

集客の向上ということと、第2創業というのは次の世代というふうに思われますけれども、その点につきましては現在、中小企業庁においては、創業、ベンチャー、経営革新支援などを行っております。

この内容につきましては、企業の円滑な事業活動を、資金調達、販路開拓など、こういう情報提供などを行うものでございます。

また、愛知県や財団法人あいち産業振興機構におきましては、融資制度、創業、経営に関する相談などを受けられる、そういう情報提供などを行って、中小企業者の支援を行っているところでございます。

終わります。

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.60 ○1番(毛受明宏議員)

いろんな手だてがあると思います。市内では見つからないものもたくさんあると思いますので、当局においては、いろんなバックアップを探していただき、さらなるこれ以上の衰退がなくなるようなご支援をいただきたいと思います。

そして、小規模事業者の育成をしていく政策として、今まで申し上げた中で商工会というものの事務局の強化をして、経営指導などの支援業務の積極的に体制づくりをすることも欠かすことができないと思います。

当然のことながら、小規模事業者は営業、経営活動だけではなく、経理、納税など事務方の仕事もありまして、企業の行う役割すべてをほとんど1人で、あるいは少数でこなさなければなりません。

そういった状況を緩和して、経営の手助け、また指導、また経理の肩がわりなどをしてくれるのが、商工会の本来の小規模事業者に行うべき仕事ではないかと思えます。

先にも申し上げましたが、後継者不足、経営者の高齢化などがほとんどの原因で、企業としての役割が不足してしまっている現状でもあります。

こんなときこそ、商工会の事務局の強化が大変必要ではないかと思えますが、どのような対策を講じておられるか、お伺いします。

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.62 ○経済建設部長(三冶金行君)

小規模事業者の支援という中の商工会の中の事務局の強化というふうなお話かというふうに思われます。

商工会の発展、市内の商業者の支援につきましては、市のほうから商工業に精通しております事務局長として毎年派遣をしております。こういう中で、市とタイアップして強化を図っているところでございます。

それから、商工会の中におきましても、県内の商工会の職員の交流をしております。本年度も知多のほうから1人まいって、いろいろ相互の関係、またその中の新しい分野についても、そういうことで強化を図っているということでございます。

終わります。

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.64 ○1番(毛受明宏議員)

ぜひ、そのような商工会の強化というのは必ず必要なことであり、それにつながる小規模事業者集団である、先ほども申し上げました大企業は0.3%しかいない事業者の中の援助であります。ぜひとも、しっかり強化していただき、この先の豊明市内の活性化に努めていただきたいと思えます。

また、本当に小規模事業者の、この間、実例をちょっと見させていただいたんですが、実はこの愛知支部という単位で、選挙の前の日なので8月29日ですが、夜、鳴海を出発し、鳴海からずうっと守山まで行く間に、某テレビ局の24時間チャリティーに相乗りして、各店舗、店舗というか、各市の大きな何ていうのですか、メインの場所で募金をして歩いて、ずうっと守山まで上がっていったという実績というか、この間、見させていただいた光景ですが、実のところを言うと、私も以前、平成10年ごろ、商工会館がまだ移る前なんですが、豊明市役所において24時間チャリティーをやらせてもらいました。

やはりテレビ局が来ない会場なので、なかなか脚光を浴びなかったんですが、みんなの意思の疎通というのは深まりました。ですので、本当に小規模事業者は頑張っているのだというのを感じました。とともに、小規模事業者というのは、なかなか交流を求めないとできないということも、感じさせていただきました。

小規模事業者が先頭に立って、先導して、豊明の未来に進んでいただくことを、私は心から願うところであります。

その辺を、当局のほうからもバックアップをよろしく願いいたしまして、本日の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

No.65 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、1番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時45分休憩

午後1時再開

No.66 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.67 ○14番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

1点目の質問は、公共施設や道路などの計画的な補修、維持管理についてお聞きしたいと思います。

市内の公共施設は、市制施行前後の1970年代や、それ以前に建てられたものも多く、近年は建物本体や中の空調や音響などの設備類、ガス管や水道管など、毎年あちこちで傷んでいる箇所が発見され、大小さまざまな規模の修繕を施してきています。

アスベストの除去や耐震補強工事の対応にも追われる中で、こうした老朽化による修繕費用が苦しい財政をさらに圧迫することになっています。

老朽化に伴う修繕や機器更新の費用は、建設時期や他の施設の状況などを考えると、ある程度の予測は可能なはずですが、現実には年度途中で突然補正予算に計上されることも珍しくありません。

故障した、水漏れしたなど、事が起こってから緊急的に手を加える場合、計画的に保全をするのと比べて費用が割高になってくることもあります。

今後、施設が築30年、40年とますます古くなっていくに従い、こうした突発的な補修が必要な事態が一斉に起こってきた場合、基金が底をついている当市では対応ができなくなるおそれもあり、大変心配をされます。

将来的に必要なになってくる補修費用をあらかじめ見積もっておき、長期的な資金計画を立てておく必要性を年々強く感じています。

建物を建てたら、そのときから徐々に劣化が始まってきます。例えば分譲マンションの購入者が管理費と修繕積立金を新築時からずっと払っていくのと同じように、公共施設もできることならば、建てたときから通常の運営、維持管理の費用に加えて、将来に向けての修繕や建てかえの費用も計算して毎年積み立ててこられるとよかったです。当市に限ったことではありませんが、従来は公共事業にそうした視点は余り取り入れられませんでした。箱物行政が後世にツケを回すと批判されてきたゆえんであります。

多くの自治体で右肩上がりの時代が終わったところへ、次々と施設の耐用年数を迎え、増え続ける施設の維持管理、更新費用に頭を悩ませています。

この問題を解決する手段として、壊れたら直すという対症療法的な補修から脱却し、保有する全公共施設を長期的視野のもとに維持補修していくため、アセットマネジメントと呼ばれる手法が提唱され、広がりを見せています。

言葉がやや大げさな感じもしますが、アセットマネジメントとは、もともとは資産運用という

意味で、証券会社などがよく使っていた言葉です。

これを公共施設に当てはめると、単なる施設の修繕計画というだけではなく、市全体の公共施設という資産をどう活用していくか、すなわち長く使っていくためにどう手を入れていくか、幾らかかるのか、市民に必要とされている施設の量はどれだけであるか、持ち切れない分はどうするのか、費用を抑えるために何ができるかなどを総合的に分析し、計画、実行していくことを意味します。

公共施設の今後のあり方について広い視野で検討をしていくために、こうした手法を導入する考えがあるかどうかお答えいただきたいと思います。

また、これに先立ち、まず必要なことは、各施設の状況を一元的に把握することです。

現状では、各施設の管理主体によってばらばらに補修に関する情報を持っているものを、施設台帳などに統合をし、財政見通しともリンクしながら、長期的な維持管理、補修計画をつくっていくことがぜひとも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

箱物だけではなく、道路や橋梁、河川など、土木施設についても同じことが言えますので、それらの補修計画についてもお答えをいただきたいと思います。

さらに、長期的な計画を立てる場合に、年度ごとの費用をなるべく平準化していくことが望ましいわけですが、そのために維持補修基金などの名称の基金を設けて、必要な原資を積み立てる自治体も出てきています。

基金の必要性、資金確保の方策についても、お考えがありましたらお示ください。

2点目の質問です。介護保険、要介護認定の基準が修正されることについてお聞きしたいと思います。

介護保険制度は、4月から新しく第4期がスタートし、その際に、要介護認定の判定基準に大幅な見直しがされました。

この内容については、改定前から、今までより軽く判定されて必要なサービスを受けられなくなる人が出るという懸念が、専門家や自治体から上がっていたにもかかわらず、厚生労働省は一概に軽度が増えるわけではないとして強行した経緯があります。

そして、始まってみると案の定で、4月、5月の状況を前年と比較してみると、非該当になってしまった人の割合が0.9%から2.4%に倍増してしまい、全体的に見ても軽度化する傾向が顕著で、現場から批判が噴出しました。

批判を受け、厚労省は10月から基準を再修正すると決め、74の調査項目のうち43の基準が変更されることになりました。結果を見て、迅速に対応したことは評価できる面もありますが、たった半年間に2度も変更があり、現場、医療者は大変です。

市は、混乱を最小限にとどめ、利用者や家族の不利益につながらないように、細心の注意をはらって事を進めていく必要があります。見直しの影響と、10月に向けての準備が整ってきているかどうか、順次お聞きします。

まず、当市の4月からの状況について、非該当、自立になった人と、前年より軽度に判定された人の割合の推移について、お持ちでしたらお示ください。

次に、大幅な見直しであります、準備期間は短いです。調査員の研修などの準備が整っているかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

3つ目に、新しい基準になって軽く出る傾向、軽度化の傾向は解消をされるかどうかの見通しについてお示しいたきたいと思ひます。

4つ目に、これに伴い、4月から設けられていた経過措置は廃止をされてしまいますけれども、廃止により不利益になる人の見通しと対策についてお聞きします。

5つ目に、基準の見直しにより、職員、調査員などの負担はどの程度増えそうか、予測ができましたらお示しください。

それから6つ目に、利用者への周知についてはどのように行っていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

3点目の質問に移ります。

市のホームページの質の向上と、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の解消についてお伺いをいたします。

市のホームページは、開設から12年が経過し、市民への情報提供ツールとしてかなり定着をしてきました。この間、ホームページの改善については何度か求めてまいりましたが、徐々に進化をしてきたということは認識しています。情報量も増え、課によってばらばらだった体裁も少しずつ整ってはきました。

ただ、見る側の立場で考えると、まだまだ改善の余地がある部分は否めません。必要な情報にたどり着けず、面倒になって電話で問い合わせたという声、多くの人に関係する情報や大事な情報はもっと目立つようにしたらいいという声、リンク切れや間違いがあったという声など、細かな苦情や不満は尽きません。

そして、こういう小さな声は、ささいなことだからとその場で忘れられてしまつて届かず、しかも、市のホームページは間違いが多い、わかりにくいなどの印象だけはしっかり残つてしまうことがあり、厄介です。

各課の担当者は、利用者の目線に立って情報提供をしようと努めているとは思ひますが、推測をして対応するには限界があり、当然気づかない点も出てくると思ひます。より使いやすいホームページにしていくためには、利用者の声は欠かせなくなつてきます。見ている市民の声が簡単に送信できる仕組みをつくるなど、工夫してはいかがでしょうか。

例えば名古屋市のホームページでは、各ページごとに下のほうにフィードバック機能というものがついています。市民の声を生かしたページづくりに役立っているそうです。

「よりよいウェブサイトにするために、皆様のご意見をお聞かせください」ということが書いてありまして、「このページの情報は役に立ちましたか」という質問と、「このページの情報は見つけやすかったですか」という2つのアンケート、5段階の評価ができるようになってあります。

それから、「このページについてご要望がありましたら、下記に入力してください」という自由記入欄があり、簡単に送信ができるようになっています。名古屋市では1日に10から15

件、多い日だと20～30件のコメントがあり、改善に役立っているそうです。同様の機能を持たせることについて、検討を求めたいと思います。

また、ホームページ向上委員会などの市民組織をつくって、幅広い年代の市民に入っただいて検討をしていただく、あるいはモニターを何名か募集して定期的に意見聴取をするなど、積極的に呼びかけができればなおよいと思います。一度やってみてはいかがでしょうか。

あわせて、情報格差、デジタルデバイドの問題として、情報弱者と言われる市民への情報提供についてお尋ねをしたいと思います。

情報格差ということについて調べてみると、インターネットなどのコンピューターネットワーク、情報技術が普及するにつれて、パソコンなどの情報機器の操作に習熟していないことや、情報機器そのものを持っていないことは、社会的に大きな不利として働くようになったなどの言説に行き着きます。

市においても、ホームページにしか掲載されない情報も増えており、中高年などで情報機器に対する拒絶反応があって情報機器を利用しようとしないうちの方にとっては、知らないうちに情報格差によって不利益を受けているとも言える状態です。

また、市に問い合わせをしたときに、「ホームページには載っています」などと言われると、不公平感や疎外感を感じることも多いようです。

一方で、携帯電話なども含め、情報機器を使いこなす高齢者も増えていて、情報発信側にも情報バリアフリーという考えが浸透してきて、端末も使いやすいものに進化しているため、抵抗のない方や環境に恵まれた方は、どんどん情報や交流の機会を得ていきます。そして、ますます格差が広がってしまうような現状があります。

こうした問題に対しては、これまで有効な働きかけが余りできてきませんでした。完全に解決するのは困難かもしれませんが、放置しているわけにもいきません。一步踏み込んだ対策が必要ではないでしょうか。

例えば、銀行のATMや駅の切符売り場などでは、以前からボタン式の機械からタッチパネル式の端末に切りかわってきていますが、かなり多くの方が難なく操作をしています。同じようなタッチパネル式の端末を1台でもどこかに置くことは検討できないでしょうか。

さらには、高齢者向けのパソコン講座なども開催をしていますが、もう少し抵抗なく参加できるような形、例えば講習を受けた高齢者が高齢者同士で教え合うような形にするとか、市のホームページを見ることだけに内容を限定して短い時間の教室を設けるとか、垣根を取り払うことに重きを置いて考えてみると、それなりに効果が期待できるのではないのでしょうか。

これらも含め、情報格差解消策についてお答えをいただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

答弁を願います。  
山本総務部長。

**No.69 ○総務部長(山本末富君)**

公共施設及び道路等の計画的な補修、維持管理についての、総務部所管部分につきましてご答弁を申し上げます。

市役所庁舎の施設や機器の10年ほど先までの中期メンテナンス計画、改修計画は立てております。それに基づき、向こう3カ年の維持修繕及び改修の計画を実施計画に反映し、査定により事業の優先順位が確定し、翌年度の予算要求をする運びとなっております。

しかしながら、昨今の財政逼迫、アスベスト除去工事や耐震化工事の優先施工により、その計画は少しずつ延期せざるを得ない状況が生じてきています。

こういった状況の中、必要な資金の計画は、短期のものしか確実性を持って立てることができず、市全体を見渡した公共施設の計画的維持修繕や大規模な改修を進めていく上では、情報を十分提供できる状況ではございません。

この状況を踏まえれば、長期計画の必要性は感じてはおりますが、公共施設はそれぞれの建築年度やその用途がまちまちであり、施設ごと満遍なくメンテナンス計画、改修計画を設定することは困難だと思われれます。

ただ、施設を管理している部署としましては、所管部署と協議を重ねつつ、計画の共有化を図るよう努めてまいります。

また、基金につきましては、これ専用の基金をつくるほど現在余裕がございませんので、既存の財政調整基金などを活用していく考えでございます。

以上で答弁を終わります。

**No.70 ○議長(坂下勝保議員)**

三治経済建設部長。

**No.71 ○経済建設部長(三治金行君)**

道路、橋梁などについての計画的な補修、維持管理についてお答えさせていただきます。

道路の維持管理につきましては、過年度実績を踏まえまして、毎年実施計画の中で経常的に予算計上をして進めております。

この中で、舗装については、道路パトロールなどで調査した上で、劣化の状況により、適宜傷んだ箇所の補修をすることで長寿命化を図っております。

次に、橋梁でございますけれども、長寿命化修繕計画を立てるために、調査、点検をし



ているところでございます。

橋梁は、老朽化が進行して手遅れになってからでは大規模改修となりますので、財政負担が集中発生することが考えられます。そうなる前に、コストの削減のために計画的な維持管理、アセットマネジメントが必要と考えております。

「傷んだら直す」から「傷む前に直し、長く使う」、これを意識しながら取り組んでおります。

終わります。

#### No.72 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

#### No.73 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

2点目のご質問の要介護認定の再修正に当たってにお答えを申し上げます。

6点ご質問をいただきまして、まずその1点目、非該当と前年より軽度に判定された割合について把握しているかでございます。

本市の非該当の割合は、非該当と申しますのは、要介護認定がつかない方のことを申します。その割合は、20年度と21年度、いずれも4月1日から7月31日までの同時期で比較いたしますと、一次判定では20年度が1.5%、21年度が6.1%となっております。二次判定につきましては、20年度が0.9%、21年度が3.7%となっております。

一方、軽度判定と申しますのは、前回の判定に対して、更新した場合軽くなるという内容の判定でございます。その割合は、20年度と21年度のいずれも4月1日から6月30日までの同時期で比較いたしますと、一次判定では20年度が41%、21年度が48%となっております。二次判定では20年度が26%、21年度が35%となっております。

いずれにいたしましても、認定が軽めに出たということは事実でございます。

2番目の認定調査員の研修などの準備はでございます。

先月の23日に介護認定審査会現任研修と、それから翌日の8月24日に厚生労働省実施の要介護認定調査員ブロック研修会がございましたので、その両会につきまして、それぞれ該当委員、調査員全員を参加させました。

3番目、新基準で救済される人はどのくらいかの質問でございます。

10月以降の非該当や軽度判定の数につきましては、今後の認定審査会の結果を検証してまいります。

なお、認定審査会で非該当の方や、要介護から要支援に変更になった方につきましては、地域包括支援センターでフォローできる体制をとってまいります。

とにかく10月以降、実践をしてみないとわからないというのが実情でございます。

それから、4点目でございます。経過措置の廃止が利用者にとって不利益になるのでは

の質問でございます。

経過措置と申しますのは、今年度の4月以降の認定調査の部分で、その結果軽くなった方につきまして、前回の介護認定どおりのサービスを受けられるという経過措置でございます。

経過措置は、4月から9月までで更新認定での経過措置が終了いたしますと、経過措置自体が、希望すれば前回の要介護度を担保するといった、本来の要介護認定の趣旨にそぐわないという部分もございます。今回の半年の見直しによりまして、より適正な要介護認定につながるものと考えております。

5点目、経過措置が職員や市にとってどの程度の負担になるのかの質問でございます。

認定審査会の開催状況の比較をしてみますと、20年度と21年度、4月から7月までの比較をいたしますと、認定審査会の回数と審査件数は、20年度では25開催707件となっております。今年度21年度では、25開催が27開催、そして707件が713件に増加いたしております。

またさらに、10月以降の経過措置廃止に伴う担当職員や認定調査員、さらには認定審査会の委員の研修参加など、事務上の負担増は発生いたしております。

最後6点目、利用者への周知でございます。

特に更新認定の申請期間が9月と10月にまたがる人につきましては、4月と10月の要介護認定の見直しに係る取り扱いについての違いなどにつきまして、窓口のほうで十分説明をまいります。

また、担当のケアマネジャーのほうにも、十分なフォローをしていただく予定をいたしております。

さらに、市のホームページにも掲載いたしましてPRを図っていききたいと、このように考えております。

終わります。

#### No.74 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

#### No.75 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、質問の3番目、市のホームページの質の向上と、デジタルデバインド解消策についてお答えしていきます。

市のホームページは、平成8年より開設をし、市民の皆さんへの情報提供ツールとして、最近では月平均1万7,000件アクセスしていただいております。当初は専門の職員が作成しておりましたが、現在では担当課の職員により内容の更新をいたしております。

また、市として統一されたホームページの公開を目指すために、各課のホームページ担当者の研修も行っております。

研修は、作成に当たったの基本ルールの説明や、それから共通フォーマットを利用してのインデックスの作成、それから表のつくり方、写真の挿入の仕方など、わかりやすいホームページづくりのためにこうした研修を行っております。

現在、ホームページについてのご意見、それからご要望については、メール等でいただいております。そして、すぐ改善できるものはその場ですぐ対処、修正をしてきました。

それから、パソコンに抵抗のある市民の方々については、議員が言われたとおり、端末やインターフェースも今進化しておりますので、今後さらに、キーボードがなくても、こういった情報の取得ができるようになっていくものと思っております。

それから、デジタルデバイドの解消策といたしまして、今後も市民の方々には、パソコンができるよう、パソコンの初心者講座を引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### No.76 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.77 ○14番(榊原杏子議員)

1点目の質問から再質問をさせていただきます。

今、少しずつ延期せざるを得ない状態だから、短期なものしか立てられないというふうにおっしゃったんですけれども、それは財政的な裏づけがないからというお答えだったように思うのですけれども、それでいいでしょうか。

この長期計画を立てる必要性というのは、むしろお金がないからこそ必要じゃないかというふうには私は考えるわけなんですけれども、お金があるならば順に直していけばいいことですので、ないので長期的に展望しなければならない。

延期をするといっても、それまでに、延期をしている間に、だましまし使っている間に壊れてしまつては元も子もないですし、ということで長期の計画が必要だということを申し上げているわけです。

その必要性についてお感じになっているようですので、でしたら、まずは分析を試みたらいかかでしょうかということをお願いしたい。

それから、道路のほうでは、調査を行って適宜補修をしているということで、橋は大規模になりますので必要だということで、やっていかれるという答弁でよろしかったでしょうか。

アセットマネジメントの考え方で、その土木関係だけをやられる市町もありますし、そこだけでもやっていただきたいと思っております。

長期の計画をつくって、また公表をしていくということでよろしいでしょうか、確認をさせて

ください。

**No.78 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

**No.79 ○総務部長(山本末富君)**

庁舎のほうの機械保守であります。その他いろいろメンテナンスの計画は、向こう10年まで立ててございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、計画であって、なかなか計画どおり、3年先、5年先にこの工事が必要ということはわかるのですが、そのときに予算編成上、どうしても緊急度の高いものから予算をつけてしまう。そうしないと、なかなか現実に予算を組めない。

そういう部分がございます。ただ必要性、この時期にこれを改修したほうがいいということはある程度理解しているつもりですけれども、それ以上に予算のほうがもっと逼迫していると、こんなような状況でございます。

**No.80 ○議長(坂下勝保議員)**

三治経済建設部長。

**No.81 ○経済建設部長(三治金行君)**

橋梁の調査についてでございますけれども、現在、今年から3年間で調査をしていきます。

その後、長寿命化の修繕計画を立てまして、必要に応じて修繕工事を行っていくというようなスケジュールで現在進んでおります。

公表については、今検討中でございます。

終わります。

**No.82 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

**No.83 ○14番(榊原杏子議員)**

橋だけですかね、道路のほうも持っている量がありますので、総延長があるので、大体

どのくらい毎年必要かということは、実績があるので計画にのせることも可能だと思うのですが、土木関係全部ということで大きな計画をつられるということも検討していただけますでしょうか、お願いします。

それから、庁舎のことをおっしゃったわけですが、全部の施設を一元管理してくださいということも、壇上でもお願いをしているわけです。

それを並べて、全部まとめて計画を立てないと、また市役所は先延ばししたけれども、ほかのものは早くやるとか、そういう兼ね合い、優先順位を並べて比較することができないんじゃないかというふうに思っています。

少しずつ延期せざるを得ない状態、財政が厳しいのはもうよくわかっておりますけれども、必要な修繕はあるということ。

それから、市役所はもちろん直していかなくちゃ、機能が停止してしまっただけでいろいろな拠点になっていきますので困りますので、それはきちんと直していただかなければいけない。それはかなり優先度の高い補修になってくると思います。

逆に、ほかの修繕、ほかの建物もいろいろありますけれども、その中でその費用が財政を圧迫してくるということになりますと、もうこれは持ち切れない資産ということにどうしてもなってしまいます。

それは、今後建物はどんどん古くなるわけですので、もっともっとそういうふうに取り捨選択は厳しくなっていくわけです。ですから、まとめて計画をしなければならないのではないかとこのことを訴えているわけです。

壇上でも申しましたアセットマネジメントという概念ですが、これまで会派の山盛議員とともに、施設の有効活用ですとか、統廃合を視野に入れた見直しの必要性ですとか、あとは入札とか、エスコ事業、PFIとかを使って維持費を抑えていくとか、そういうことも折に触れて言及をしてくれているわけです。

そういう公共施設や工事のあり方というものについて検討するのに、こういう視点がふんだんに盛り込まれたアセットマネジメントという概念なわけです。

これは、将来的には必ず取捨選択の基準として、一つに並べてこれを考えるということが絶対に必要になってくると私は思っていますけれども、今は計画が立てられない。計画は修正していけばいいと私は思っていますけれども、分析をして、大体立ててみないと、またその予定がもっと立てられなくなっていくんじゃないかと思うのですけれども、それについてはどうしていくつもりなのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

#### No.84 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

#### No.85 ○総務部長(山本末富君)

現在は、各施設の管理等が縦割りの中での計画をしておりますので、それを、議員がおっしゃられるように横断的というような視点を取り入れたらというようなことだとは思いません。

その必要性はある面は感じますけれども、ただそれよりも、現在、国からの補助金とかいろいろな施策が出ております。今回も緊急の経済対策で充てられるものはなるべく充てる。それから、公共施設で充てられるものはなるべく充てる。そのときそのときに国とか県とかのそういった補助金が出ますので、そういったものをなるべく活用して、そういったときに前倒し的に利用できるものは、利用したいというふうな考えでも取り組んでおります。

以上で終わります。

#### No.86 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

#### No.87 ○経済建設部長(三冶金行君)

先ほどのご質問ですけれども、橋梁について現在進めているということでございます。

橋梁の中には、道路でも高架橋という橋に似た高架橋がございますけれども、こちらについても含めて調査して、今後の計画に反映していくということございまして、一般的な道路につきましては、毎年の経常予算の中で対応しているということでございます。

終わります。

#### No.88 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.89 ○14番(榊原杏子議員)

道路については、毎年同じような予算で大丈夫なら結構です。

ただ、道路についてもだんだん傷みが激しくなってきますので、また大きくはがしてやり直すとか、そういうことも計画にのせてやっていただきたいということを私は思っていますので、それでやれるなら結構ですけれども、年々変動があるようでしたら計画にのせていただけないでしょうか。

それから、縦割りの中で施設管理を行っていて、今、取捨選択の主体がわからないわけです。今は実施計画にのせるかのせないかというところでまず選択をしている。それで、実施計画を持っているのは企画部が持っていて、庁舎とかの管理は総務部でして、ただこの間、機構が変わって、今は学校の耐震をやるということで施設係が教育部に行っ

ている。そういう縦割りですよ。まさにおっしゃるように縦割りです。

それを横断的にやる必要はお感じだということですがけれども、国からのお金はもらうならもらえばいいですし、計画を立てたからといってそれに縛られる必要はない、柔軟にそれを変更していけばいいんですよ。見通しが立っているかどうか、今この時点で何年先を見ているかどうかということが私は気になっているわけです。

なので、ちょいちょい変更するものを外にさせないということでしたら、内部でもいいですから、一元管理、データをまとめてどこかの部署で、今ですとどう考えてもやはり施設系のほうで持っていただくしかないと思うのですけれども、そこできちんと把握していただくことはやっていただけますでしょうか、お願いします。

それから、今一時的に施設全般が教育部の中にあるというのは、事情はわかっておりませんがけれども、やはりちょっと不便な感じがします。また組織の改編は、前の改革のときには近々予定されているというようなこともありましたけれども、そういう中でまた対応をされるかどうか、もとに戻すなり何なりについても検討をしていただけますでしょうか。

それか、あるいは施設のことに限っては横割りの検討委員会ですとか、そういうものをつくって対応をしていただけますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

#### No.90 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

#### No.91 ○企画部長(宮田恒治君)

組織のことをちょっと聞かれましたので、お答えしていきたいと思います。

組織が大きければ大きいほど事業が細分化できますので、専門的な部署として、人材の育成等を考えれば非常にメリットがあるかと思えますけれども、今の豊明市の行財政運営を考えていきますと、これから職員を削減していかなければならないことになっていきますと、今後1人の職員が何役もこなしていかなければならないことになっていくと思えます。

しかし、効率的な組織に見直すということは、これが豊明市の喫緊の課題でもありますので、今後組織の改編に当たっては、今議員が提案されたことも含めて、効率的な組織運営を考えていきたいと思っております。

以上で終わります。

#### No.92 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

#### No.93 ○経済建設部長(三治金行君)

道路でも計画的なというお話でございます。厳しい予算の中でございますけれども、道路でも幹線道路、広い道路がございます。こういうものにつきましては、パトロール等で調査をしながら、次年度には計画的に整備を行っているというような状況でございますので、現在は計画的な考え方は持っておりません。

終わります。

#### No.94 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

#### No.95 ○企画部長(宮田恒治君)

一元化についても、先ほど組織の見直しの中で、効率的な組織を考えていきますということで、その中で一元化できるものは一元化できるような組織に改めていきたいと考えております。

終わります。

#### No.96 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.97 ○14番(榊原杏子議員)

組織のほうは組織のほうです。

それから、現状で各部署で管理をしている施設の、その管理主体は変わらなくていいのですけれども、修繕のデータだけでも一元化してくれませんか。

データの一元化についてもお聞きしているので、内部的にもそういうふうにまとめていただけるかどうかということをお答えいただきたいと思います。

やはり今、福祉会館のほうで冷房がとまっている、壊れちゃったそうですけれども、これもすぐに直せない状況というのがもう出てきているわけですね。こういうことが二度、三度起こってくると、やはりみっともないですし、やはり直せるものは直して使う、もう直し切れないものは取捨選択の中で対応していく、施設の効率的な運用を考えるきっかけにもなってくると思いますので、ぜひともその一元台帳化というか、データの集積をしていただきたい。

それはどこの主体でやっていただいても構いませんよ。別に施設係でやっていただいても構いませんし、どこでもいいのですけれども、きちんとわかるようにして、それで対応していただきたいということです。



それから、基金のことを少しお聞きしましたけれども、今その余裕がないということで、ただ財調を活用されるとおっしゃいましたけれども、財調が今ないわけですよ。枯渇をできてしまっている。で、来年の予算を組むのに全部使ってしまうので。

となると、やはり平準化ができないですよ。余ったものを次のためにとっておくという機能を果たすものが何にもなくなっちゃうんです。

そうすると、やはりそれ用の基金というのもつくる必要が出てくるのではないかと、この財調が自転車操業的な状態を脱すればいいのですけれども、これはこれで少しずつでも必要なのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

#### No.98 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

#### No.99 ○総務部長(山本末富君)

確かに財調は自転車操業的な状態ではございます。

だからといって、それ専用の基金をつくるほど余裕もまたございませんので、現存の中の基金をフルに活用いたしまして、例えば教育施設基金というのもございます。そういったいろいろな基金をやり繰りした中で考えていきたいというふうに思います。

現在、データの一元化は各部署がそれぞれ縦割りの中でやっておりますけれども、今後、現在あるものをそれぞれ持ち寄った中で、機構改革があるかもわかりませんので、そういったところも活用した中で一元化の方向に持っていきたいというふうに思います。

#### No.100 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.101 ○14番(榊原杏子議員)

でしたら、その方向でよろしくお願いします。

介護保険のほうに移りますけれども、市のほうもばたばたで大変対応に追われているとは思いますが、数字をお聞きすると、非該当になった方が前年比で4倍くらいになっているのです。

そうすると、国が出したデータよりももっと悪いというか、比較では軽く出ているというような結果になるわけです。直していいほうになるのか、悪くなるのかということがやは

り気になるものですから、ある程度計画のほうを見ていると、今まで軽く出る問題が解決される方向なのかなとは思いますが、一方で経過措置はなくなっちゃうわけなので、そうするとやはり不利益というのは発生するのじゃないかということを思います。

やってみないとわからないというふうに言われましたけれども、予測を立てて動いていくことも大事じゃないかというふうに思います。

調査員の研修についてお聞きしまして、参加をされたということで、ただ、大変修正内容も多いものですから、そもそも人によってばらつきがあるというのがいろいろ批判の的であったわけですが、どのように徹底してやっていかれるのかということが何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

というのは、今回の修正内容は、修正点が多いのももちろんだし、今までこの半年やってきた考え方と何かすごく違っているものもあります。

あとは、家族から聞き取らなきゃいけない内容がすごく多くなるのじゃないかというふうに私は読み取ったのですけれども、聞き取って、行って見た状態とふだんの様子というのを間違いなく伝えていただかないといけない。そして、その判断をするというようなことになる、見て判断する、その状態を見てくるということのほかにも、適切に家族の方とかから状態を聞き出すという、そんなような技術も必要になってくると思うんです。

となると、やはりよりきめ細かく当たらなければならないと思うものですから、現場の方は大変だと思いますけれども、その辺を徹底していただけるのかどうかということをお願いします。

それから、先ほどもちょっと言いましたけれども、経過措置というのはなくなってしまって、より適正な判定になるというような答弁もされましたけれども、適正というのがどういう意味なのかというのは、前からも質問しているとおり、第3期のときには国から指導が入ったわけですね。重く出ているから軽く出せというような、それが適正化と言われた。つまりは、負担を抑制するためのことが適正化というふうに表現をされてきたわけです。

適正って何なのか、今回やはり状態が悪くなっているのに軽く出ているというのがすごく批判をされたわけです。それを受けて、やはり見直しということが決まってきたわけです。それで適正ということを書いて、やはりどうしてもおかしくなってしまう。

経過措置があって、4月からの基準と10月からの基準とどちらがどうなるかということですね。経過措置と10月からとどっちがいいのかというのは、またケースによるのでしょうか、とてもおそれがある経過措置が廃止されたことの悪影響のほうが強いのじゃないかというような心配もするものですから、そういった人への対応というか、対処というか、明らかに重くなっているのに軽く出してしまうという実態を目の前にしたときに、きちんと対応ができるかということがやはり現場で問われると思うんです。

基準は基準ですけれども、こう言うては何ですけれども、政権も変わりましたので、適正と言われること、国の方針もやや変わってくるのが予測をされるわけですので、見定めていただきたいということをお思います。

不利益を受ける人が出て、経過措置の廃止によってサービスを受けられないということが出てきたときに、どのように当たっていかれるかということをお示しいただきたいのですが、お願いします。

#### No.102 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.103 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

2点ほどご質問をいただいたと思います。

まず、調査に行った際に、家族の聞き取り云々でございます。

当然、ご家族がおみえになればそれはそれでよろしいのですが、問題はいわゆる独居の高齢者の認定調査に行った場合、こういった場合にやはりいろいろご本人様に聞くことが多くあります。そうした場合がちょっと心配ですので、そうした場合につきましては、個人申請の場合は、できるだけケアマネジャーさんのほうに同道していただくということも視野に入れております。

それから、審議申請の場合はもうやむを得ませんので、調査員のほうで時間もかけて調査を行う。

それから、この10月からでございますので、実はデータをとるようにも、例えば3月まで82項目の調査項目が74項目になりました。で、この10月からその74のうち43項目が変更になっております。

したがって、このデータが定点観測と申しますか、同じ条件でのデータがとれないという状況もありますので、データの的にはちょっととるのは難しいかなと。

ここで、43項目の見直しのうち、例えば麻痺とか座位保持、座ったままの姿勢ですね。これが4月の段階では1分間でしたけれども、これを10分間に改める。それから、つめ切りの場合も1週間から1カ月に改める。

そういったことで、43項目の見直しの部分をるるちょっと見てみますと、かなり前の段階の部分に近づいているのではないかというふうに、これは私の感想ですけれども、そういうふうな感想を実は持っております。

したがって、最初のご答弁でも申し上げましたとおり、やはり少し時間をいただいて、とれるだけのデータをとって、しばらくはやってみたいというのが私どもの感想でございます。

それから、適正化かどうか、適正の云々というご質問だと思います。非常に難しいご質問だと思います。

厚生労働省は、ご案内のとおり10月から要介護認定基準を見直すことを決定いたしまして、今これに至るわけですけれども、4月以降から半年間で、先ほど申し上げましたように

74 項目のうち 43 項目を見直すと、実はこういう異例の事態でございます。

当然ここに至る間には、4月以降の改定につきまして、私ども自治体や介護の現場の声から、判定が軽く出がちという批判が多くありました。

それをもとに厚生労働省は、今年、介護保険制度の 10 年目の節目としてということで思い切った改革をしたわけですが、この今回の一部改正に至りました。

こういった早い見直しにつきましては、早い改正につきましては、厚生労働省が素直に介護の現場とか、自治体の意見を聞いていただいて見直したということは、非常に勇気ある行動というように私どもはとらえております。

今後も、市は認定調査、要介護度の判定につきましては、調査員、それから認定審査会の委員と十分話し合いをしながら、また研修を受けながらやっていきたいというように考えております。したがって、適正化、何が適正かというのは非常に難しい問題でございます。

ただ一点言えることは、介護保険の目的は、必要な人が必要なサービスを利用できるということ。にもかかわらず、認定は、要介護度が重いほど多くのサービスが受けられる。そのため、高齢者を抱える家族や事業者の間には、実態以上に重い判定を望む声がございました。

また一方、高齢者の場合、ふだん以上に自分を元気に見せ、必要な介護が受けられない高齢者がいらしたことも事実でございます。そうした部分で、いわゆるそこで出た言葉が適正化という部分につながっていたのではないかとこのように考えます。

終わります。

#### No.104 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.105 ○14番(榊原杏子議員)

国のほうの勇気ある決断ですけれども、できれば最初から、そういう混乱のないような基準にしておいてほしかったということはもちろん思っています。

で、適正というのは、やはり本人の状態に合ったサービスを適切に受けられるということですよ。

ですけれども、第3期のときに、適正というのはずっと抑制というふうな押しつけできた現実があるものですから、この言葉にこだわって見たわけですよ。

昨日の答弁で、民主党のマニフェストをお読みになったということをおっしゃいましたけれども、私たち社民党のマニフェストにも介護保険のことをいっぱい書いていますので、ぜひお読みになっていただきたいと思っております。

私たちはどういう立場になるかわかりませんが、認定結果と要介護者の実態、あるいは必要とされているものとの乖離が生じないようにということを、私たちもマニフェストに明記しておりますので、こういったことを強く国にも求めていきたいと思っております。

ホームページで周知をされる。それから、ちょっと見たらもう通知というか、見直されますという情報が載っていたものですから、見させていただいたんですけれども、ちょっと内容がわかりづらいページだったものからです。

特に一番ややこしい、経過措置が廃止になる人ですよね。その人は9月中に申請を行ったほうがいいのか、10月のほうがいいのかということがかなりわからない、どうしたらいいのかわからなくなってしまうような文章かとちょっと思いました。

で、やはりこれを見て、9月に行くか10月に行くかということ自分で判断してしまう、何か印象で思い込んでしまわないように、やはり手厚くというか、更新の人には直接語りかけていただきたいということをお願しておりますので、よろしくお願いたします。

それで、文章についてももう少し「お問い合わせください」ですとか、どうなるということがわかるようなものを挙げていただきたいということを思いますので、これは要望しておきます。

ホームページのことについてお聞きしたいと思いますが、いろいろお願をしたことに、意見はメール等でいただいているということで、やはりだんだん市のホームページも充実はしてきましたけれども、情報の送り手の視点と受け手の視点というのはかなり違うものだと思います。利用している側が気づくことというのは、ぜひとも生かしていただきたいんですよね。

それを吸い上げる形があるかどうかで、それが出てくるかどうかが決まっちゃうものですから、現状「メールで送ってください」といってメールアドレスが書いてあって、そのページの下のところ「このページに関するお問い合わせ先」というので課の名前は書いてありますけれども、さっき壇上でも申しました名古屋市だと「ご意見をお聞かせください」と書いてあるわけですよね。一歩歩み寄っていると思いますし、そのページの中からブログにコメントを残すように、簡単にぽちっと送信ができるようになっています。

それで、名古屋市の規模だと1日十何件も改善の意見がくるそうですので、豊明市だとそんなにはこないとは思いますが、ささいなところは見つけていただいて直していくほうが、市としても楽じゃないかと思うんですけれども、どうですかね。

やはりちょっとしたミスって、昨日も見えていたら幾つかあるんですよ。どうしてもそれは人のやることですからあるんですけれども、個人のホームページだと何にも思わないものでも、市の公式サイトですよ。そこでささいなミスがあると、大変みっともないというような感想を持たれやすいと思います。

市のホームページはこんなものかみたいな印象だけが残ってってしまうので、だったら、それこそ見つけていただいた人がきちんと知らせてくれるように問い合わせをしたらどうでしょうかということをお願いしています。

もう一度フィードバック機能をつけるとか、もう少し「ご意見をお寄せください」ということを大々的に書いていただくか、そういうことは検討されますでしょうか。

ちなみに申し上げておきますと、国のほうのいろいろな電子化の指針とか計画とか、「e-Japan」とかいろいろありますけれども、ここにも住民の視点からホームページを刷新、改善することにより、住民へのわかりやすい情報提供や行政の透明性の拡大を推進するという方針は明確に掲げられてきております。

これは、もう今に始まったことではなくて、もうずっと前から、そして市の計画にもそういう視点は入っていたと思いますので、ぜひ市民の視点を入れるということは心がけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、パソコンに抵抗がある人ということですが、タッチパネルの端末を置いたらどうかとか、そういったことも提案をさせていただきました。

もうすぐウインドウズの新しいのが発売になって、これはタッチパネルにすごく対応した機能も充実しているようですけれども、そうすると、もう一般の端末の価格でタッチパネル式のものとか、シニア向けみたいなものもどんどん出回ってくるようになりますが、検討をしていただけますでしょうか、お願いします。

#### No.106 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

宮田企画部長。

#### No.107 ○企画部長(宮田恒治君)

まず1点目のアンケートの機能をつけたらどうかというご質問の件ですが、ホームページの作成についても、そのシステムに費用をかければ、統一したホームページ、そしてアンケート機能もついたシステムが既にあります。

しかし、豊明市のホームページは、この機能のついたシステムを使っておりません。市販用の簡易なシステムを使ってホームページを作成しております。そのため、各課のホームページの作り方がちよとばらばらだというのも、こうした点によるためであります。

しかし、こうしたアンケート機能を今のシステムでつけられないことはないと思います。ただし、時間と労力がかかりかかってくると思いますので、こうした少しずつ改善できるものは改善していきたいと思っております。

それから、2点目のタッチパネルの件ですが、現在、タッチパネルで利用できるパソコンというのは、図書館にあります図書の検索システム、これ1台だけあります。

現在、市民の方が自由にできるパソコンは、この市役所と図書館にそれぞれパソコンが置いてありますけれども、通常のパソコンについてはタッチパネル式ではありません。

ただし、これもタッチパネルに変えることは可能ではありますが、今後もこうした市民の皆さ

んが利用できるような方法が幾つかあれば、また改善をしていきたいと考えております。  
以上で終わります。

#### No.108 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

残り時間4秒でございますので、これにて、14番 榎原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時1分休憩

午後2時11分再開

#### No.109 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.110 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、地方分権に合わせた市役所づくりについてお伺いいたします。

東国原宮崎県知事や橋下大阪府知事など、マスコミにたびたび登場する人気者の知事らが、今回の衆議院選において、全国知事会がまとめた地方分権を一言たがわず、自民党のマニフェストに入れるよう求めたり、国は地方を奴隷扱いしているなどと強烈に批判したり、さらには主要政党のマニフェストを採点、公表し、知事会として支持政党を決めるなど、揺さぶりをかけるなどしたことが大きな影響を与えました。

また、全国市長会も2月に地方分権改革に関する提言を提出。6月には決議を行い、地方分権改革推進委員会を始め、政府に対し強く要請いたしました。

選挙という絶妙のタイミングでの働きかけは、各政党に地方分権を競わせ、地方が国を動かす、対等以上の関係をなし得たと、あっぱれに感じております。

選挙結果は、ご承知のとおり民主党が圧勝。民主党を中心とした新しい枠組みによる政権が誕生しようとしております。

民主党のマニフェストには霞が関を解体、再編し、地方主権を確立するとあり、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金とするなどが盛り込まれ、姿が明らかとなりました。地方分権が、いよいよ現実味を帯びてきたと感じております。

本市にもいや応なしに改革の波が押し寄せてまいります。今後、こうした動きを視野に入

れた市役所改革が迫られると考え、質問をいたします。

まず、市役所改革の視点からお伺いいたします。

市長は地方分権をどのようにとらえていますか。

また、地方分権によりどのような効果が期待されるとお考えでしょうか。

2つ目、地方分権に対応できる市役所、職員であるために、今後どのような取り組みをしていくのか、お聞きいたします。

次に、市民協働の視点から分権を見ていきたいと思えます。

民主党のマニフェストには、市民が公益を担う社会を実現するとあります。地方分権は市民参画、市民協働と密接にかかわります。豊明市協働推進計画は平成 22 年度が前期の実施期限となっております。未実施の事業は今年度中に実現されるのでしょうか。

また、分権には一層の市民参画が必要と考えますが、今後の協働の進め方についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に質問の2項目目、災害要援護者の救出、救護について質問いたします。

豪雨による土砂災害で、今年も多くのお年寄りの命が奪われました。地球温暖化の影響もあり、大災害の発生件数も増加し、この季節になると、こうした痛ましい災害のニュースを多く目にいたします。

反省点や改善点の指摘が繰り返されながらも、対策の遅れに不安といら立ちを感じる方も多いことと思えます。

本市においては、一昨年的一般質問以後、災害要援護者名簿の作成が進められ、今年は登録内容の更新が行われていると聞いております。県内でも早い取り組みに感謝をしております。

要援護者名簿に登録された方々は、いつ災害が起こっても、だれかが助けにきてくれると、安心しておられると思えますが、残念ながら作業は名簿の作成でストップしているようです。安心・安全なまちづくりを進めるために、以下の4点について質問いたします。

まず1点目、平成 17 年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が国から示され、既に3年が経過してしまいました。国は全体計画はもとより、一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定めるなど、具体的な個別支援づくりを自治体に要請しております。本市の進捗状況について説明を求めます。

2点目、要援護者登録用紙の裏面には、安否確認や救出に駆けつけてくれる人の住所や名前などを記入する欄がありますが、しっかり記入されていますか。記入状況についてお答えいただきたいと思えます。

3点目、その登録用紙には希望する支援内容の記載欄もあります。1つは引率、2つとして肩借りなど、3つ目、車いす、4つ目、担架の4分類になっています。

記入者は 933 人で、全員ではありませんけれども、その中で引率を希望する方が 614 人と、最も多いのですが、車いすによる支援を希望する方が 261 人と、4分の1を超えておりました。



個人名は伏せながらも、地域にどういった支援が必要な方が何人いるのかについて、救出、救護に当たる関係者に情報提供をしておく必要があると思いますが、そのようなことはされているのでしょうか。

それから、自主防災倉庫には、そうした支援に合わせた備品の整備はできておりますか。

また、地域で要援護者も参加するなど、救出を想定した訓練は行っていますか、お聞きいたします。

4点目、要援護者名簿の記載拒否はどのくらいあるのでしょうか。その人たちの支援策はどのように考えていますか。お聞きいたします。

質問の3項目目、DV被害者とその子どもへの支援について質問いたします。

配偶者などによる暴力、ドメスティックバイオレンス被害者の昨年の相談件数は、全国の支援センターに6万8,000件、警察が対応した件数が2万5,000件、一時保護件数は1万2,000件と、増加傾向にあります。

全国の20歳以上の男女、5,000人を対象に行ったDVに関するアンケート調査によりますと、33%の人が配偶者や事実婚、別居中や元配偶者からの暴力被害経験があると回答しています。

DVは相手を支配しようとする犯罪的行為であり、子どもがいる場合には虐待にもつながり、人命が脅かされる、尊厳が傷つけられる許しがたい行為です。

配偶者暴力防止法やストーカー規制法などの整備は進められていますが、事件や被害は後を絶たず、深刻化が問題になっています。

職を失った、収入が激減したなど、不況による経済的な問題から、妻や子への暴力に及ぶケースもあるように聞いています。

DVは表面化しにくいという面がありますが、もしものとき、自治体が被害者にとって頼れる場所であること。そして、頼れる支援策が整っていることが必要です。

本市の取り組みについて質問いたします。

まず1点目、被害者に子どもがない場合のDVの相談や支援体制はどうなっていますか。窓口の体制、安全のために住民票を移せない方の国民健康保険の加入は可能でしょうか。一時保護や自立のためのアパートあっせんなどの取り組みはされていますか、お聞きいたします。

2点目、被害者の子どもへの支援についてお聞きします。

住民票を移せない場合でも、児童手当など支給はされていますか。

それから、被害者の子どもの保育園への入園や就学の受け入れは大丈夫でしょうか。お答えいただきたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

答弁を願います。  
相羽市長。

#### No.112 ○市長(相羽英勝君)

ただいま地方分権について、今回の選挙の結果を踏まえてのお話がありましたので、この点について答弁をさせていただきます。

ご承知のように、全国の市長会におきましては、地方分権改革を推進する決議、これが今年の6月になされております。

地方自治体の権限移譲推進としては、国・県・市町村の役割等々を明確化していく。そうすることによって基礎自治体の優先的な原則に事務事業を包括的に移譲をして、自由度の高い行政運営が可能になるような推進を進めていく。

また一方、地方に対する権限の移譲等に当たっては、税源の問題、あるいは制度、法律等々の問題も含めて、適切かつ確実な財政措置をやっていこうと、こういうお話がありますので、この部分については、まさに原点に戻るといいたいでしょうか、そういうような考え方ではないかと思っております。

また、権限と税源と制度が国から地方に移譲されるということになれば、そういうものを受けて立っていくやはり人材、職員という者の対応、まあ変化対応力といいたいでしょうか、そういうことが必要になりますので、人材の育成についても、適時適切に対応していく必要があるというふうに思っております。

特に、住民に一番身近な基礎自治体ということから考えますと、地方分権改革というのは、私は一番身近な問題であると同時に、中央集権制度型の抜本的な改革、地域主権国家をつくるというようなことからいけば、生活にかかわる部分についての、我々の生活と暮らしといたいたいでしょうか、そういうものについての対応能力、あるいはそれに対する規範が求められるところであると、こういうふうに思っております。

それから、いろいろマニフェストにはたくさん書いてございますが、今のところ、このスローガンというかマニフェストについて、正直申し上げて期待と、それからもう一つは不安という問題があるかと思えます。混在しているということが言えると思えます。

それぞれ今、民主党のほうでこれから政権政党としてやっていかれる上において、国家戦略局とか、あるいは閣僚委員会議であるとか、あるいは行政刷新会議、そういうものが予定、計画されているわけでありましてけれども、私が一番期待しているところは、行政刷新会議であります。これに非常に期待をしております。

これは、すべての予算や制度を総合的に精査をして、まさに私が前から申し上げている縦割り行政の是正であるとか、既成概念踏襲型の行政であるとかというようなことから脱却をして新たな取り組み、要するに横断的な行政組織をつくっていくと、こういうことということになっておりますので、そういう部分についての評価を私はいたしております。

また、それは行政を昨今の社会環境にかんがみ遂行しようとする、ごく当たり前のこと

であると、こういうように思っております。

それから、自治体間の格差ということが一つありますけれども、これも地方財政を充実させるという観点からいきますと、地方交付税制度の一括交付金というような考え方は、当を得た対策であるというように受けとめております。

また、現行の地方交付税制度よりも財政調整だとか財源補償の機構を一層強化、充実をしていくと、こういうお話もありますので、これも動向を見てまいりたいなというふうに思っております。

それから、地方分権に対応できる市役所、職員であるための今後の取り組みというお話がありましたけれども、地方分権時代というのは、やはり人材がすべてであるというふうに私は思っております。

したがって、政策の立案能力であるとか、それから問題解決能力、それから創造力、あるいはもっと言いますと問題発見能力、これから我々に大きく責任と権限を与えられ、自主自立の市町村行政をやっていくということになることを想像しますと、そういうことが必要欠くべからざる要件ということになってくると思っております。

いずれにしても、まだ新政権ができたわけではありませぬので、それぞれこれから身近な問題として、しかも我々の当面の課題解決の一つの礎として、新しい政府の動向を見守ってまいりたいと、かように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### No.113 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

#### No.114 ○市民部長(平野 隆君)

では、地方分権に合わせた市役所づくりの中の市民協働の視点からということでご答弁を申し上げます。

議員も既にご承知のように、本市の協働推進計画につきましては、19年度に策定し、20年度から平成27年度までの8年間の計画となっております。実施年度を前期、20年度から22年度、そして後期、23年度から27年度という目標時期を定めているところでございます。

ご質問の推進計画の実行計画で定めておりますまちづくり支援計画のうち、前期目標の基本施策の取り組み状況についてでありますけれども、新規事業、これは継続も含みます、及び拡充事業を合わせた36の取り組み事業のうち、現在、この事業の実施率は約75%となっております。

また、未実施事業につきましては現在、協働推進委員会においても検討をいただいておりますけれども、実施に向けて、目標年度内の実施に向けて進める努力をいたしたいと思っております。

なお、今後は今の取り組み済み事業についても、より一層の推進を図っていく考えでありますし、この協働推進計画に基づき、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくために、支援や環境整備にかかわる施策にできるものから取り組んでいく考えを持っております。

終わります。

#### No.115 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

#### No.116 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

健康福祉部に次の2項目目、災害要援護者対策、そして3項目目、DV被害者とその子どもへの支援について、以上、2点、ご質問が寄せられましたので、順次、お答えいたしたいと思っております。

まず、2項目目の災害要援護者対策のうち、4点、ご質問が寄せられましたものですか、お答えしたいと思っております。

まず1点目、避難支援計画でございます。

当市では平成19年12月から要援護者の登録、まあこれは手上げ方式で行っておりますが、を始めております。避難支援プランの全体計画を、国は21年度までに策定するように通知が出ております。

しかしながら当市では、まだ全体計画につきましては策定されておりません。今後は関係課と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の近隣者の記入割合でございます。

要援護者登録用紙の近隣者欄には、一戸建て住宅地では記載者が見受けられますが、集合住宅では記載者が少なく、また記載者がなくて、民生委員さんの名前の記載も見受けられました。

3点目、支援を求める割合、人数でございます。

要援護を希望される方の支援の内訳は4点ございまして、1点目は引率、こちらのほうに614人。2点目、肩借り等、こちらが84人。3点目に車いす、266人。4点目に担架、29人。未記入215人です。

プライバシー保護を考慮いたしまして、支援内容の数値だけを自主防災組織、地域、関係団体に公表することによりまして、そのことによりまして、備品の整備に役立てていきたいと、このように考えております。

また、訓練につきましては、市の障害者福祉計画の記載にございますように、今後、市及び地域の防災訓練へ登録者の参加を促したいと、このように考えております。

4点目、名簿の記載拒否の関係でございます。

要援護登録者は1,208名ですが、市で把握しています75歳以上のひとり暮らしの高齢者、さらに寝たきり高齢者、さらに身体障害者、さらには知的障害者のA判定の方での登録者の割合は57%、約半数でございました。

民生委員が年2回、それぞれ友愛訪問、そして年末訪問等に、要援護者登録につきまして、そういった方々に理解を求めていきたいと考えております。

続きまして3項目目、DV被害者とその子どもへの支援についてご答弁を申し上げます。こちらには2点、ご質問いただいております。

まず1点目、子どもがいない場合のDV相談、支援についてどうなっているのかでござい  
ます。

特に、DV単独の相談窓口というのは設けてございませんが、DV被害者に子どものいる方と同様に、安心してじっくり話せる場として、適宜、相談室にて相談に応じております。

また、支援体制につきましても、DV被害者に子どもがいる方と同様に、同じ体制で支援をいたします。

個別的には国民健康保険の加入についてでございますけれども、DV被害者や借金などの諸事情により、住民票を移せない転入者の方に対しましても、国民皆保険の立場からアパートの賃貸契約書の写し等で確認をいたしまして、国民健康保険の加入手続きを行います。

次に、一時保護でございますが、DV被害者の状況と女性相談センターとも綿密に連携をとりまして、保護が必要であるというふうに判断をされた場合には、直ちにシェルターにて一時保護をいたします。

アパートのあっせんでございますが、一時保護入所後における支援といたしまして、施設の担当職員とともに、保護した女性の意向を踏まえまして、自立に向けた計画を立案し、経済的と住居等については安定した生活が送れるように支援をしてまいりたいと思  
います。

2点目のDV被害者の子どもへの支援についてでございます。

安全のために住民票を移せない場合でも児童手当を支給するのかというご質問でござ  
います。

児童虐待、DV事例における愛知県の児童手当関係事務処理要綱に基づきまして、配偶者について居住地の自治体と協議の上、支給差しとめの処分を行った上で、適正な措置を行いたいと思  
います。

基本的には、支給する方法で進めたいと思っております。

次、被害者の子どもや園児や就学の受け入れは大丈夫かということでございますが、被害者の子どもであると認定された場合は、私どものほうは保育園ですので、保育定員に空きがあれば、入園を受け入れてまいりたいと、このように考えております。

終わります。

No.117 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.118 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからはDV被害者とその子どもの支援についての中から、2点目の中にあります被害者の子どもの就学の受け入れについてお答えをいたします。

小中学校の転入学手続きにつきましては、DV被害者の子どもの安全のために、住民票を移せない場合でも、市内の他校に通学を許可する学区外通学や、他の自治体の学校に通学または他の自治体から本市の学校に通学する区域外通学の制度が適用され、子どもの安全への支援を行ってまいります。

以上、終わります。

No.119 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.120 ○15番(山盛左千江議員)

では、まずDV被害者と、その子どもの支援について再質問をさせていただきます。

私がお伺いしたことについては、ほとんどもうやっていただけるということで、うれしく思っております。

それで数点、確認ですけれども、まず相談にいらしたときに、いろいろと事情を聞かれるわけですけれども、そのときに被害者が市役所に相談にきた、その職員によって二次災害というか、聞き方についてさらに傷つけられたりとか、過大な努力をしないと、あれをさせてあげませんよとか、これは無理ですよみたいなことを言われるということが問題になっているわけですけれども、担当の職員には、そのような指導が十分されているのかどうか、まず確認させてください。

No.121 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.122 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

いわゆる福祉事務所の職員は、やはりこういった方に対しましては、真摯にお話をお伺いする。二次災害的なものは、絶対避けなければならないというふうに私は考えておりま

す。

さらに福祉マインド、いわゆる福祉の心を持った職員であると。福祉事務所の職員は必要ではないかなというふうに私自身は考えております。

終わります。

**No.123 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.124 ○15番(山盛左千江議員)**

今おっしゃったようなケースに出くわさなかった経験があるものですから、十分お氣をつけたいというふうに思います。

それから、被害者の子どもが通う保育園とか学校についてなんですけれども、どのようなことに注意をしてくださるのでしょうか、お願いいたします。

**No.125 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.126 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

まずもって、子どもの安全を守るということについて最大の配慮をしていきたいと考えております。

以上です。

**No.127 ○議長(坂下勝保議員)**

濱島健康福祉部長。

**No.128 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

保育園の場合、定員というのがございまして、もし公立の保育園に定員がなければ、例えば認可外保育園のほうにも問い合わせてみるとかということ、対応を行いたいというふうに思っております。

終わります。

**No.129 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.130 ○15番(山盛左千江議員)**

とにかく、まず安全が必要かと思えます。

特に、加害者の父親とか、あるいは親戚だとか、いろんな人がなりすまして、母親が交通事故に遭ったから迎えにきただとか、そういったことも十分想定できるものですから、そういうことへの対応を十分していただきたいということ。

それからもう一つは、預かっているほうの側は、役所は、学校はすごく気をつけるんですけども、送り出した側というのですか、元被害者が住んでいらっしやった側は、ちょっと身近にその方がいらっしやるわけではないので、ひょっとしたら、どこどこへ変わられましたよとか、そういうようなことを言ってしまうとも限らないということもありますので、広域的にしっかり連携をとって、絶対に情報を漏らさない。

そういうことに注意していただきたいし、それから通学途中とか、あるいは保育園なんかで、以前に少しあったというふうにお伺いしましたけれども、加害者が入ってきて、子どもを連れ去ろうとしたりとか、そういったことも現に起こっておりますので、対応については十分注意をしていただきたいというふうに、これはわかっていらっしやると思うので、確認も含めてお願いをしておきます。

それとあと、外国人の被害者に対しては、どのような対応をとられていらっしやるのか。

それから、DVの相談の窓口というのは、特に表に出しているわけではないものですか、たまたま行くところがなくて、飛び込んでこられたときしか、どうも相談が受けられないんじゃないかというようなふうに私は受け取っているんですけども、質問の中にも入れましたが、市がそういった人たちの相談を受け入れますよ、支援策を持っていますよということを、やっぱり知らせておくということも大切ではないかと思えますけれども、そういう周知に関する努力について、今後の取り組みを教えてくださいたいと思います。

**No.131 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
濱島健康福祉部長。

**No.132 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

まず、最初の外国人につきましては、ポルトガル語系でしたら、現在、緊急雇用で通訳さんを採用しております。そして、市民協働課のほうにも通訳さんがおみえになります。そうした部分でサポートを願う予定をいたしております。

それから、あとの後段の質問ですけれども、支援策と申しますか、私どものほうの支援



策は、最初に答弁したとおり行っておりますが、PRの部分、こういった部分につきましては、実はDVIにつきましては、子どもさんがいないDVIにつきましては現在、市民協働課のほうのテリトリーになっております。そして、子どもさんがいる場合は、児童福祉課の事務分掌になっております。

こういった部分をまず精査いたしまして、その後にPR方法、まあPRをしていいものかどうか、少し考えたいところでございます。

終わります。

#### No.133 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.134 ○15番(山盛左千江議員)

どこに行ってもいいかわからないという表面化しづらいDV被害ですので、何かあったらどうぞという、そういった窓口があるということは、お知らせいただいたほうがいいかなというふうに思っております。

それから次、災害要援護者の件ですけれども、これについてもまず計画ができていない。平成21年度中に避難支援プラン全体計画というものをつくることになっていて、平成20年の2月に、国がモデル計画というものをつくって、各自治体に示しているんですけれども、まだできていない。これはなぜつられていないのか、理由をお聞かせください。

#### No.135 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.136 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

全体プランの計画がなぜできていないかという理由なんですけれども、19年12月にまずリスト要綱をつくりました。そして広報に掲載し、手上げ方式で求めております。そして身体障害者、知的障害者、それぞれのランクの方のほうにも当たり、民生委員の各訪問にも当たって、そうしたリストを現在つくっております。

そうした部分もありまして、全体計画のほうについては、まだ未着手という状況であります。

#### No.137 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.138 ○15番(山盛左千江議員)**

ですから、それは先ほど答弁されたとおりなんで、どうしてモデル案までつくられて提示されているのに、つくられていないんですか。人が足りないのか、計画をつくるためのお金がないのか、それともやる気がないのか、何ですか、教えてください。

**No.139 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
濱嶋健康福祉部長。

**No.140 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

総務省の消防庁の発表なんですけれども、全体プランの数字ですが、全国で576の市町村が、32%が策定済み。549市町村が、30.5%が策定中。675市町村が、37.5%が未着手になっております。

一方、個別のほうのプランについては、60%強がまだ現在、日本中では未着手になっております。

多くの市町村が未着手だから、決してよいとは考えておりません。今年度後半より全体プランから計画策定に着手したいというふうに考えております。

終わります。

**No.141 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.142 ○15番(山盛左千江議員)**

全体計画については、策定中も含めると全国の3分の2が取り組んでいるということですね。

個別は、先ほど言われたように4割が策定中ということなので、今年度後半から着手ということなんですけれども、早急に仕上げていただきたいというふうに思っております。

個別計画がないと、結局のところは名簿に書いた人が助けていただけないということになるものですから、全体計画もさることながら、個別計画に取り組む必要がとても高いわけ

です。

その個別計画というのは、例えば一つ、名古屋市の場合は、助け合いの仕組みづくりということで、こういうパンフレットとかホームページには、何か動画もあって、わかりやすく説明しているようなんですけれども、災害を切り口にした地域の救済の仕組みづくりというのが一つ。

それから、別にこれにかかわらず安城市なんかは、独居の方だとか、障害をお持ちの方だとか、いろいろ福祉の面、地域のまちづくり的な面から、そういったネットワークや支え合いのまちづくりを進めようと、仕組みをつくらうという、いろんな切り口でもって進めているようですけれども、当市にとってはどんなやり方がいいと思っておられるのか。

それから、マンションとか都市化しているところ、移り住んでいる人が多いところと、そうじゃないところと、地域によってまたなんでしょね、作り方もいろいろであっていいと思うんですけれども、そういったことを早急に考えて、個別計画の策定に取り組んでいただきたいわけですが、余りここで時間もとりたくないの、まあそういうことをとにかく進めてください。

それで、名古屋市の助け合いの取り組みをつくっていかれるときに、災害時要援護者の支援のための研修とか、そういうのをNPOに委託をしているというような、そういうお知らせがありました。

これは、名古屋市の対策のための資料なんですけれども、この中にそういうのが書いてあったんですが、本市がなぜできないのかということについては、理由は言っていただけませんでした。多分忙しい、人が十分いないからではないかと。やる気がないからではなく、やりたいけれども、やれない事情がおありなんだろうというふうに考えたときに、国のほうが今年度から、今年も対象になりましたふるさと雇用再生特別交付金、これがこの計画づくりとか、支援プランの地域づくりに役立つのではないかなというふうに考えていたわけ。そしたら、名古屋市がNPOを使ってやっていたというのがあったものですから、きっと使えるんじゃないかと。

昨年というか、今年度のふるさと雇用再生の特別交付金の事業には、本市は1つも例が挙げられませんでした。手が上げられなかったので、ぜひ、こういった10分の10、国からお金を出してくれます、一番やらなくてはいけない人の命にかかわる部分ですので、こういったものを活用してやっていただけたらなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

#### No.143 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

#### No.144 ○健康福祉部長(濱島義和君)

ただいまのふるさと再生基金のご提言につきましては、受けとめさせていただきましたし、参考にしたいと思っております。

ただ、私どもが考えているのは現在、自主防災組織 121 ございます。この中に個別の支援計画というのがうたわれております。

さらに、自主防の連合会の活動指針の中の自主防災組織の提言の7番目に、要援護者支援につきましては、健康福祉部、防災安全課、民生児童委員等々の話し合いの場を持ち検討をします。そして連合会として、要援護者支援策を自主防災会員のほうに提案していくという部分もございます。そういった部分もございますので、総合的に検討したいと、このように考えております。

終わります。

#### No.145 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.146 ○15番(山盛左千江議員)

「こういうことも含めて進めていきたい」と、一言で終わっていただければよかったのに、連合会の名前が出てくるものですから、連合会は1年に2回ぐらいしか会合を開かないんですね。そうじゃないですか。

だから、各課が連携してやっていくのはもちろんですし、連合会と協力しながらやっていくのも、それは組織としてはすばらしいでしょう。それはいいんですけども、それだけではなかなか進んでいかない。地域に出向いて人を育てる、ネットワークをつくるという、そういうところで活躍していただく人がいないんじゃないですか。

それが職員の中でやれると言うならいいですよ。やれないと思うので、こういったものを国の交付金を活用して、その部分をうまく補っていけば、より早くいいものが、地域に合ったものができるんじゃないかというふうに提案しているんですけども、私の言っている意味はわかりますか。

あくまでも行政主導でやるというなら、どうぞやってください。楽しみに見ておりますが、できるものならば、まあ県が採択することなので、必ずしもこれが緊急雇用の対象になるかどうかはわかりませんが、努力していただけたらなというふうに、これは思っておりますので、お願いいたします。

次、地方分権に移ります。

今の市長の答弁からいきますと、市長は地方分権のやはり推進派というふうに理解してよろしいでしょうか。

No.147 ○議長(坂下勝保議員)

相羽市長。

No.148 ○市長(相羽英勝君)

大推進です。

No.149 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.150 ○15番(山盛左千江議員)

全国市長会の提言の中に、義務づけ、枠づけの廃止・縮小、それから条例の制定権の拡大というものが入っています。

それを市長会は強く要望しているわけですが、すなわち国が示している法律の下にどうか、その範囲を出ない、逸脱しない範囲内で条例が今まではつくられて、それ以上のものはできないということになっていたんだけれども、ある部分についてはその枠を外して、上書き権が認められる可能性が出てきた。

それを市長は強く要望していらっしゃるわけなんですけれども、そうすると先ほど言われたとおり、立案、それから問題発見、それから解決能力が必要になってまいります、市長がわかっている人材を育成する手法が、具体的にそういうことをできる人をどうやって育てるのか、どこから集めてくるのか、そのところがなかなか見えてこない、実際行えないと。

やりたいのに、やれないということにとどまってしまうものですから、そのことについてお伺いしたいのですが、本市は平成15年に人材育成実施計画というのが、古いんですがありまして、その中にスペシャリストをつくるという定義づけをして、選考方法とか処遇を決定して導入を図る。19年度にもう実施しているということになっているんですが、そういう方が何人いらして、どんなところでその役割を果たしていらっしゃるのか。

また、その定義というものはどんなものなのか、まずご説明をいただけたらと思います。お願いします。

No.151 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

#### No.152 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、まず分権に向かって豊明市の人材育成の考えを申し述べたいと思います。人材育成には研修が不可欠ではあります。しかし、研修だけでは、これも限界がありません。

能力開発にもう一つ重要なことは自学、つまり、みずから学ぶという姿勢が必要でありますので、人事研修と、この自学を組み合わせ、トータル的な研修システムを現在、市役所では遂行しております。

その中の幾つか例を言いますと、スペシャリストもその制度の一つかもしれません。そしてみずから学ぶ職員に対する通信教育、あるいは職員の自主研究グループについては、その費用を一部補助するといったように、自学をサポートしていく人材育成をとっております。

それからもう一点、スペシャリストの関係ですが、まずスペシャリストの概要は、これも新しい市役所の人事の考えであります。

これまで職員はいろいろな部署を経験しながら、その経験によって人材育成をしておりましたけれども、このスペシャリストについては、専門的な職員を育成するという形で、19年度からスタートしております。1カ所に5年をめどに、その部署にとどまって、専門的な知識を身につけるといふものであります。

現在、このスペシャリストには5人、5課の分野で配置をされております。

以上で終わります。

#### No.153 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.154 ○15番(山盛左千江議員)

通信教育とか自学とか、勉強するのに補助金を出すとか、いろいろやっつけていってやるようですが、その人数、あるいは成果についてもお伺いしたいと思うんですが、それが分権が進んだ中で、本当に役に立っていくのか。

そうは言えども、5年たったらぼいっと変わってしまったんでは、せつかくその間に蓄積したものが、またゼロになってしまうということもあるんですね。

本当に5年という長さでいいのか。それをスペシャリストと呼んでいいのかどうかというのは、少々私は疑問を感じておりますが、その点について、市長はどんな職員の人材育成を、「とても人が大事だ」と、最初から言ってみえたものですから、その点について、民間のいい手法があれば、お聞かせいただきたいなというふうに思いますので、後からお願いします。

それから、元我孫子市長がたくさんいろんな本を書いておりました、その中で国や県が言うとおりにするな、職員に対してですね。それから前例は変えよう、周りの自治体と共同歩調はとらないようにする、そういったことを何かすごく提唱してきたようです。

これまでの自治体というのは、全くその逆で、国の言うとおりにしろ、周りを見ろ、前例でいいというような政治をやってきたわけですがけれども、それは責任回避をするための理由だというふうに、この元我孫子市長ははっきり言っているわけですがけれども、この3つを変えていくことは、自分の頭で考える、市民のために何が必要かを考える能力を養うためには、とても重要だというふうにありました。

市長が言われている部分とかなり共通点があると思うんですがけれども、そういうことについても、先ほどのスペシャリスト、それからみずから学ぼうとしている職員の今の期待度というのか、そういう人たちがこれで十分なのか、それとも、もっともっと必要なのか。そして今申しましたような、そういう市役所、職員の意識改革的な部分について、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### No.155 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

#### No.156 ○市長(相羽英勝君)

人材の育成というのは、そう簡単にいなくて、永遠の課題なんですけれども、1つは、私は問題解決能力と先ほどちょっと言いましたけれども、個性を尊重した問題解決能力、それからもう一つは変化に対応する。

例えば簡単なことを言いますがけれども、ここの議場にごみが落ちていたと。ごみが1つ落ちていた。その落ちていたごみを横目でにらんで、すうっと通り過ぎていくという人は、やはり人材じゃないと思っているわけです。

その落ちているごみをポケットにでも、手でも拾ってごみ箱まで持って行って、きちっとそこへ入れるという、そういうやっぱり知恵、知識じゃなくて知恵、そういうものが仕事の中で弾力的に働くような人を育てたい。

そういう意味では、いろんな事例を検討、あるいは経験しなければ伸びてこないわけですから、そういう意味ではいろいろ今、市役所のほうも、私は市役所の研修というのは、市長に来てからいろいろ聞いておりますし、見ておりますけれども、一般の会社よりも相当たくさんやっています。お金もかけています。

ですがけれども、やはりそういう市役所の人を教育するということ、まあ先生に来ていただく方は、行政の先輩たちという人が多いわけですね。

ですから、そういう意味では、私は少し先生と向こうを張って話をするところがあるんですがけれども、ただ市役所の職員はみんな十分な能力を持っているわけですから、私はそ

ういう今まで知識はみんな持っているわけですから、それを知恵に変えていく。

知恵というのは動産であります。知識は不動産であります。ですから、不動産ではなくて動産に変えて、いつでも問題解決の一つの足がかり、あるいは手がかり、あるいはそういうものに立ち向かう知恵を、職員の人々が少しでも身につける、こういうための私はアドバイザーになっていきたい。こういうふうに思っております。

以上です。

#### No.157 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.158 ○15番(山盛左千江議員)

今の研修のあり方とか、人材育成については、市長も何かしら物を申したいところがあるようですので、どんどん發揮していただいて、いい人材を育てていただきたいと思いますが、私は知識ではなくて知恵というのに、もう一つ勇気かなという気がするんですよね。

わかっているけど、周りを見ると何となく違ったことを言っているのかどうかとか、ブレーキをかける気持ちが働くというのがあると思うんですよね。なので、そこはやっぱり勇気が必要だというふうに思います。

今回、政権が変わりました。ですので、頭を切りかえて、勇気を持ってチャレンジしていただきたいというふうに、これは私の願うところです。

せっかく職員が育ってきたとしても、職員が何もかもやるわけではないんですよ。何で分権かということ、市オリジナルで何かをするということは、市民の意向、意思、考えがわかってないことには、役所だけが勝手に動かすことになるんですね。

中央集権が国から地方におりたのではなくて、役所の中でまた中央集権が起こってしまうものですから、それをいかに、もっと住民のところに分権していくかということにつなげないと、本来の地方分権は私は達成できないというふうに考えるものですから、役所の持っている情報をいかに市民に適切に流すか。そして、その情報をもとに市民参加をどんどんしてもらって、条例の上書きにしても、新しいルールづくりにしても参画していってもらう。

そのところが達成できないと何ともならないわけですがけれども、先ほどの答弁の中で、支援や環境整備にかかわる施策に取り組みたいというふうに答弁がありました。協働の道しるべの中で達成率が75%と言われましたよね。大事なものが残っているんですよ、残念ながら。

その大事なものがまちづくりに関する条例をつくるということ、それから市民の声のデータベース化もできていないですし、税制の優遇もできていないですし、そういうこと。それか



ら地域担当職員制度とか、地域づくりのための助成金とか、ここら辺もまだなんですよ。

だから、支援や環境整備にかかわるところに取り組みますと言われるんですけども、本当にこれはあと1年数カ月でできますか。やっていただけますか。お聞かせください。

No.159 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.160 ○市民部長(平野 隆君)

未実施の事業についての項目を述べられましたけれども、まさに今、議員が言われる条例というのが未制定。

まちづくり推進条例とするか、あるいは市民協働のまちづくりの条例とするか、先進事例も多々ありますので、ぜひとも前期のときまでには協働のまちづくり条例という名称にするか。

まちづくり条例というと、何か住民基本自治条例に近いような市民、行政、それとNPOといった地区、地縁というもの、あるいは議会の役割、そういうものを大上段に構えたような条例に聞こえますので、ここの協働推進計画といっている条例というのは、あくまでNPO、市民活動団体、それから地縁、そういった方との協働をどういうふうに進めて、どういうふうにもっていくかということを決めればよいという考えを持っておりますので、それに関する条例は、先ほど言いましたように多々先進事例がありますので、そこらを参考に今度、協働推進委員会ですか、そちらのほうにもまた、他市の条例の中身はこういう程度ですけども、協働の委員さんはどうお考えですか、というように投げかけもちょっとやってみたいなどは思っております。

それから、本当にできますかということですけども、努力しますとしか、ちょっと言いようがないんですけども、ちょっと無理な項目もあると個人的には思っております。

例えば、中間支援組織の育成であるとか、ここら辺はちょっと無理かなということを感じております。やれるところからやります。

終わります。

No.161 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.162 ○15番(山盛左千江議員)

税制の優遇制度というのは、そんなに難しいことではないので、これは早急にやっていただきたいと思いますし、既存施設の有効活用についても、これもやれるんじゃないかと。

さらに、もっと言われるのは市民の声、いろいろ市長へのメールとか、そういったものをデータベース化して公表するというのも、これももっと簡単にできるのになぜできないのかと、それはちょっと不思議であります。進めていただきたいと思います。

それから地域担当職員制度、すなわち地域に職員が出向いて行って、地域の問題をそこで掘り起こして、自分たちで解決できるような、そういう力をつけてもらう。それが地域担当職員制度なんですけれども、これと今、区の補助金とか、いろんな交付金とか出ていますが、それを一元化をして、もう少し区の中で自由にお金が使えるような、地域の特性に合わせた事業が組めるような、そんなこともこの道しるべの中には入っているんです。

まさしく今の分権なわけなんですけれども、これについては市がやりたいと言っても、相手のあることですので、よほど段取りよくというか、手順よく進めていかないと無理かと思うんですけれども、これについてはできるだけ早く会議を持つなり、調整していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### No.163 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

#### No.164 ○市民部長(平野 隆君)

今、幾つかの項目を申されました。それについても引き続きやる方向で、やれる方向で、じゃどうするのかということも含めながら、後期の部分も今項目の中には出てきたと思うんですけれども、前倒しするかも含めて、協働推進委員会という、この資料をつくっていただいた組織でございますので、そこと十分協議して、一つひとつ詰めていくという姿勢でいきたいと思います。

#### No.165 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.166 ○15番(山盛左千江議員)

情報提供がないと、市民はいろいろ意見を言えないものですから、それをとにかく進めていただきたい。

それから、パブコメがいつも計画をつくるぎりぎりにパブコメをやるんですよね。そうする

と意見を出しても、それをもう一回調整して盛り込むということができないものですから、そういったタイミングも変えていただきたい。

市長は下水道のときに地域に出でいかれて、とてもいい感触を持たれたと思うんですよ。どんどん地域に出でいって、タウンミーティングとか地域懇談会とか、そういうのを積極的に開いて、住民とのコミュニケーションを図りながら、分権というのか独自性のある市政をしていっていただきたいなというふうに、これはお願いをしておきます。

それでマニフェストの話が、今回の質問の中で何度か出ておりますけれども、民間は民主党が政権を取るんじゃないかということでマニフェストを取り寄せまして、自分たちの経営とか利益にどのように関係してくるのか調査して、すごく動いているとマスコミで報じられておりました。ということであるならば、自治体はもっとやらなくてはいけないと思うんですよ。

なので、ぜひ民主党、それから社民党、それから国民新党ですか、与党になる可能性のあるところのマニフェストをしっかり研究されて先取りをし、どんどん改革をしていっていただきたいなというふうに思っております。

地方分権が指示待ちから独自性へと転換をしていくということは、市長が言われたとおり自治体の力が試されるときですので、そういった意味でもマニフェストというのは、かなり使い勝手がいいのじゃないかと。役に立つんじゃないかと思っておりますけれども、それについて市長の考えをお聞きしたいのと、分権に限らず、自治体が政策の転換、自公政権から民主党中心の政治に変わったということで、政策の転換を自治体もしていかなければならない。市民の現場でもしていかなければいけない。そういったようなことに反するようなことがあれば、市民の、国民の民意に反する政治ということにもなりかねないものですから、市長はこの点についてはどんなお気持ちでいらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

お願いします。

#### No.167 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

時間が差し迫っております。

相羽市長。

#### No.168 ○市長(相羽英勝君)

私は、新たに今度、政権政党になられる民主党さんのマニフェストが、すべて120点とは思っておりません、正直言いまして。

ただ、世の中の流れだとか変化だとか国民の価値観の変化、そういうもの、あるいは国際社会での日本の立場、そういうものから考えますと、ベターだなというところがありますので、そういう意味ではその一つひとつを実現していくということについて、ぜひ着実に国

のほうもやっていたかかないと、下のほうは、川下のほうは振り回されるだけと、こういうふうになりますので、その点だけを私は本当に危惧しているところであります。

以上です。

**No.169 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9月4日から9月7日までの4日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.170 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、明9月4日から9月7日までの4日間を休会とすることに決しました。

9月8日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時13分散会

